

# 八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
(1)計画の策定にあたって.....	1
(2)策定の目的.....	2
(3)計画の位置付け.....	2
(4)計画の期間.....	3
(5)計画の策定方法.....	4
2 子ども・子育て支援をめぐる国の動向.....	5
3 子ども・子育て支援制度の概要.....	10
(1)制度の目的と主な内容.....	10
(2)保育の必要性の認定について.....	12
(3)子どものための教育・保育給付.....	13
4 幼児教育・保育無償化について.....	16
(1)幼児教育・保育無償化の概要.....	16
(2)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について.....	17
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境.....	18
1 本町の概況.....	18
(1)総人口及び将来人口の推移.....	18
(2)18歳未満人口及び将来人口の推移.....	19
(3)子どもがいる世帯の状況.....	21
(4)出生数の推移.....	24
(5)女性の労働力率の状況.....	25
2 教育・保育事業の進捗状況.....	26
(1)教育・保育事業の利用状況.....	26
3 第2期計画の評価.....	34
(1)第2期計画の事業.....	34
(2)計画の事業の実施状況.....	35
(3)実施事業の進捗計画.....	35
4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果.....	36
(1)調査の概要.....	36
(2)就学前児童保護者対象の調査結果のポイント.....	37
(3)小学生児童保護者対象の調査結果のポイント.....	43
第3章 計画の方向性.....	49
1 基本理念.....	49

(1)基本理念.....	49
(2)基本目標.....	50
2 計画推進に向けた取組.....	51
(1)子ども・子育て支援事業計画の取組.....	51
(2)次世代育成支援行動計画の継承への取組.....	52
(3)こども計画に対する考え方.....	52
3 施策の体系.....	54
第4章 施策の展開.....	57
基本目標1:幼児期の教育・保育事業の推進.....	57
1-1:施設型給付.....	57
1-2:地域子ども・子育て支援事業.....	57
1-3:市町村子ども・子育て支援事業.....	58
1-4:放課後児童健全育成事業.....	59
基本目標2:子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進.....	60
2-1:健康診査事業.....	60
2-2:健康・食育教室.....	61
2-3:相談支援.....	61
2-4:その他の支援.....	62
基本目標3:地域で子どもを見守る環境の整備.....	64
3-1:地域活動への支援.....	64
3-2:環境の整備.....	64
3-3:児童館事業.....	65
基本目標4:子育て家庭に対する経済的支援の充実.....	66
4-1:保育料助成.....	66
4-2:医療費助成.....	66
4-3:給食費助成.....	66
4-4:その他の経済的支援.....	67
基本目標5:それぞれの家庭の特性に配慮したきめ細かい支援の充実.....	69
5-1:障がい児支援.....	69
5-2:ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	70
5-3:児童虐待防止.....	70
5-4:子どもの貧困対策.....	71
5-5:就労支援.....	71
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策.....	73
1 幼児期の教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策.....	73
1-1:施設型給付.....	73

2 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策 .....	75
2-1:地域子ども・子育て支援事業 .....	75
2-2:市町村子ども・子育て支援事業.....	76
2-3:放課後児童健全育成事業 .....	78
3 子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の見込み及び提供体制の確保の方策..	79
3-1:健康診査事業 .....	79
4 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み .....	79
第6章 計画の推進体制 .....	82
1 計画の推進体制 .....	82
(1)子ども・子育て会議による進捗評価 .....	82
(2)庁内における進捗評価の体制 .....	82
(3)関係機関等との連携・協働 .....	82
(4)計画の周知.....	83
2 進捗評価の仕組み.....	84
資料.....	85



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の趣旨

#### (1)計画の策定にあたって

近年、少子高齢化の進行、核家族化の進展、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより、子ども・子育て家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町でも子どもの成長のために適切な環境を確保し、子育てで孤立感や負担感を減らすために、地域全体で子どもの成長や子育てに関わることが求められています。

このような中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て支援（全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援）を推進する新たな仕組みづくりが整備されました。

本町では、平成27年に3月に「八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度）、令和2年3月に「八郎潟町第2期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定し、教育・保育について必要な量の見込み（計画における需要）を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援事業についての提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

少子化や物価高騰などにより社会環境が大きく変化する中、子育て世代の働き方や生活のあり方などの変化に対応した取組を行い、子育て世代の支援につながる取組を推進します。

本町では、引き続き教育・保育の提供量を重視し、子どもと子育て世代が健やかな生活を送ることができるよう、子育て支援の各事業を地域の理解と協力を得ながら、計画的に促進するため、「八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## (2)策定の目的

本計画は、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、地域社会として取り組むべき子ども・子育て支援の方向性を、ニーズ調査や本町の子ども・子育て会議への意見聴収などを行い、町の実情を踏まえて示すものです。

これらを踏まえた計画とすることにより、町や地域社会の取組やその時期が具体的となり、より着実な取組の実施と進捗の確認や改善などが期待できます。

また、本計画を通して、町全体が協力しながら未来を担う子どもたちを育てていくことに理解を深め、連携することで、本町の子どもの健やかな成長と子育て世代への支援につなげ、子どもを生き育てやすい社会の実現に向け、事業や取組を推進します。

## (3)計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられています。

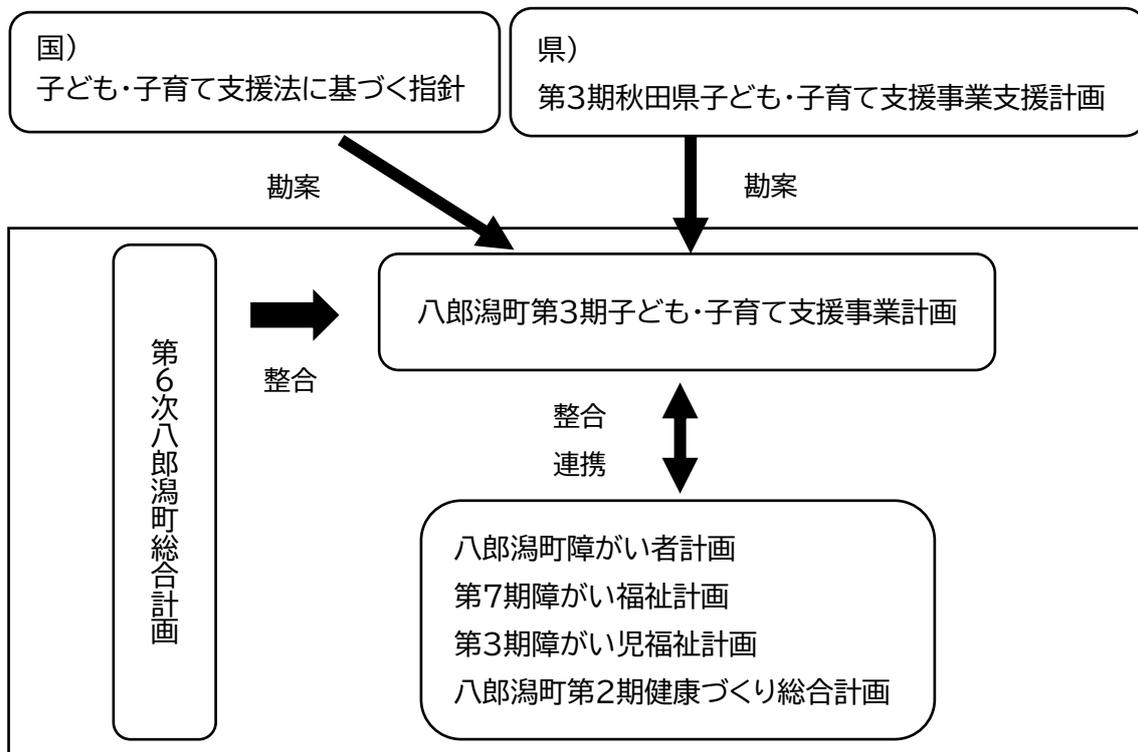
本計画は、国の「こども大綱」や県の「第3期秋田県子ども・子育て支援事業支援計画」を勘案し、本町の基本方針に関する上位計画である「第6次八郎潟町総合計画」や、本町の「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「はちろうがた健康増進計画」、「はちろうがた食育推進計画」との整合性を図り、策定します。

### 子ども・子育て支援法(一部抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【諸計画の関係】



(4)計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会・経済情勢の変化、子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画 (第3期計画期間)				
進捗評価				計画 改訂

## (5)計画の策定方法

### ○八郎潟町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「八郎潟町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

### ○庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、庁内関係課と協議し、計画内容の調整を行いました。

### ○ニーズ調査の実施

就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

## 2 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

時期	取組	内容
平成15 (2003)年	「少子化社会対策基本法」 施行(厚生労働省)	少子化に対処するために講ずべき施策の 基本となる事項とその他の事項を規定
平成17 (2005)年	「次世代育成支援対策推進 法」施行(厚生労働省)	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生 や育成における環境整備を図るための理 念を定めるとともに、地方公共団体及び事 業主は、行動計画の策定等の次世代育成 支援対策を今後10年間において重点的に 推進
平成18 (2006)年	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進 に加え、妊娠・出産から高校・大学生になる まで、子どもの成長に応じた総合的な子育て 支援策や働き方の改革、社会の意識改 革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供す る機能と地域における子育て支援の機能 をあわせ持った施設
平成19 (2007)年	「放課後子どもプラン」創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」 と厚生労働省の「放課後児童健全育成事 業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する 日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両 立、家庭における子育てを包括的に支援す る枠組みの構築」の2点を車の両輪として 推進
平成20 (2008)年	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを 預けて働くことができる社会を目指して保 育施策を質・量ともに充実・強化
平成22 (2010)年	「子ども・子育てビジョン」 閣議決定	「子どもが主人公(チルドレン・ファース ト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援 へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という 視点で、子どもと子育てを応援する社会を 目指す
	「子ども・子育て新システム 検討会議」設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援 のための包括的・一元的なシステムの構築 について検討を開始
	「子ども・若者育成支援推 進法」施行(内閣府他)	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若 者が社会生活を円滑に営むことができる ようにするため、総合的な育成支援を推進

時期	取組	内容
平成24 (2012)年	「子ども・子育て関連3法」 公布(内閣府他)	「子ども・子育て支援法」「就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律」 「子ども・子育て支援法及び就学前の子ど もに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律」の3法の公布
平成26 (2014)年	「子どもの貧困対策の推進 に関する法律」施行(内閣府 他)	生まれ育った環境によって左右されず、貧 困の状況にある子どもが健やかに育成さ れる環境の整備と教育機会の均等を図る ための対策を総合的に推進
	「次世代育成支援対策推進 法の一部改正」公布(厚生 労働省)	法律の有効期限を令和7(2025)年3月 31日まで10年間の延長
平成26 (2014)年	「放課後子ども総合プラン」 策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家 庭が直面する「小1の壁」を打破する観点 から、放課後児童クラブと放課後子ども教 室の一体的な実施を中心に両事業の計画 的な整備を推進
平成27 (2015)年	「子ども・子育て支援新制 度」施行	子ども・子育て関連3法に基づく子ども・ 子育て支援新制度の施行
	「子ども・子育て本部」設置	平成27年4月の子ども・子育て支援新制 度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特 命担当大臣(少子化対策)を本部長とし、 少子化対策及び子ども・子育て支援の企 画立案・総合調整並びに少子化社会対策 大綱の推進や子ども・子育て支援新制度 の施行のための新たな組織である子ども・ 子育て本部を設置
平成28 (2016)年	「子ども・子育て支援法の一 部改正」施行(厚生労働省)	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主 拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を 目的とする施設等の設置者に対する助成 及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支 援事業)を創設
	「ニッポン一億総活躍プラ ン」策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本 の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社 会」の実現に向けたプランを策定すると ともに、「希望出生率1.8」の実現に向けた 10年間のロードマップを示す

時期	取組	内容
平成28 (2016)年	「児童福祉法等の一部改正」公布(厚生労働省)	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成29 (2017)年	「働き方改革実行計画」策定	平成28年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」策定	令和2年度末までに待機児童を解消するとともに、令和4年度末までの5年間25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや3～5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成30 (2018)年	「新・放課後子ども総合プラン」策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
令和元 (2019)年	「子ども・子育て支援法の一部改正」施行(厚生労働省)	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化
	「長期ビジョン・総合戦略(第2期)」閣議決定	①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決を基本的視点として明記
令和2 (2020)年	「大学等における修学の支援に関する法律」施行(文部科学省)	低所得者世帯を対象に大学等の学費の減免と給付型奨学金を支給するとした法律
	「少子化社会対策大綱」閣議決定	基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な

		道筋を示す
時期	取組	内容
令和2 (2020)年	「全世代型社会保障改革の方針」閣議決定	子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革
	「新子育て安心プラン」公表	待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進める
令和3 (2021)年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	子どもの視点に立ち、各省庁より一段高い立場から、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現のための基本的な政策や、子ども・若者育成支援、少子化の進展への対応に関し、一元的に企画・立案・総合調整を行う
令和4 (2022)年	「改正児童福祉法」施行(厚生労働省)	児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする
	「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定	子どもの権利を守り、子どもと家庭の福祉や健康を支援するこども政策のリーダーシップをもって取り組むことを定めた法律等
	「児童手当法の一部改正」施行(厚生労働省)	「所得制限限度額」に加えて「所得上限限度額」が創設され、令和4年10月支給分(6月～9月分)から、児童を養育している方の所得が所得上限額以上の場合、児童手当等が支給されない(児童手当の受給資格が消滅)とする内容
令和5 (2023)年	「こども家庭庁」創設	子どもや若者が自分らしく成長できる社会を目指し「こどもまんなか」社会を築いていく司令塔として創設

時期	取組	内容
令和5 (2023)年	「こども基本法」施行(内閣府)	次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする
	「こども大綱」閣議決定	少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元化
	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」閣議決定	幼児期までの「こどもの育ち」に着目し、全ての人と共有したい理念や基本的な考え方に基づき、社会全体の認識共有を図り、政府全体の取組を強力に推進するための羅針盤として定める
	「こども未来戦略」策定	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和6 (2024)年	「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正」施行(内閣府、厚生労働省)	改正内容は、児童手当の所得制限を撤廃し対象を18歳まで広げるのに加え、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の導入や、育児休業給付の拡充など
	「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」改正(厚生労働省)	次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17(2025)年3月31日までに再延長
	「自治体こども計画策定のためのガイドライン」作成	自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項、留意点及び事例等を取りまとめ

### 3 子ども・子育て支援制度の概要

#### (1)制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足(M字カーブの解消)、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進(「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化)
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実(認定こども園・幼稚園・保育所(園)の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設)
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実(利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育 給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

## 子どものための教育・保育給付

### 施設型給付

認定こども園  
幼稚園  
保育所(園)

### 地域型保育給付

小規模保育  
家庭的保育  
居宅訪問型保育  
事業所内保育

## 地域子ども・子育て支援事業

### 交付金

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

## (2) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

### 【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

### 【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

#### ○事由

就労	妊娠・出産
保護者の疾病・障害	同居親族等の介護・看護
災害復旧	求職活動
就学	虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得時に、すでに保育を利用していること	
その他市町村が定める事由	

#### ○保育時間

保育標準時間  
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

保育短時間  
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

○優先すべき事項

ひとり親家庭

生活保護世帯

生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

子どもが障害を有する場合

育児休業明け

兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合

小規模保育事業などの卒園児童

その他市町村が定める事由

(3)子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

○施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所(園)」等の教育・保育施設となります。

○地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。(新制度では、定員19人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。)

○地域型保育事業の概要

事業	事業主体	認可定員	保育の実施場所等
小規模保育事業	市町村 民間事業者等	6~19人	保育者の居宅 その他の場所、施設
家庭的保育	市町村 民間事業者等	1~5人	保育者の居宅 その他の場所、施設
居宅訪問型保育事業	市町村 民間事業者等	—	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業	事業主等	—	事業所の従業員の子ども+ 地域の保育を必要とする子ども (地域枠)

○地域型保育事業の認可基準

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準 +1名	保育士	0～1歳児: 1人当たり3.3㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員
	B型	保育所の配置基準 +1名	1/2以上が保育士	2歳児: 1人当たり1.98㎡	
	C型	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡		
事業所内保育事業	定員20名以上:保育所の基準と同様 定員19名以下:小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
居宅訪問型保育事業	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

※A型:保育所分園、ミニ保育所に近い類型、B型:中間型、C型:家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型です。

※保育士:保健師、看護師又は准看護師の特例を認可(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

※家庭的保育者:市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者です。

※調理員:家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも可。

<参考>

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士	0・1歳児 乳児室: 1人当たり1.65㎡ ほふく室: 1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-----	---	--

#### 4 幼児教育・保育無償化について

##### (1) 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認定こども園・認可保育所(園)・幼稚園の費用の無償化が開始されました。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず、おやつ等)の費用が免除されます。

	0～2歳 (非課税世帯)	3～5歳
幼稚園 認定こども園-教育認定	—	無償
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	—	利用料が月額25,700円まで無償
(幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償
認可保育所(園) 認定こども園—保育認定 地域型保育事業	無償	無償
認可外保育施設 <sup>※1</sup> その他届出保育施設等 <sup>※2</sup>	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が月額42,000円まで無償	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が月額37,000円まで無償

※1:「認可外保育施設」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として無償化の対象となります(企業主導型保育事業を除く)。

※2:「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設(事業所内保育を含む)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

## (2)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべての子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、保護者が施設・事業を選択するときに役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保に努めます。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

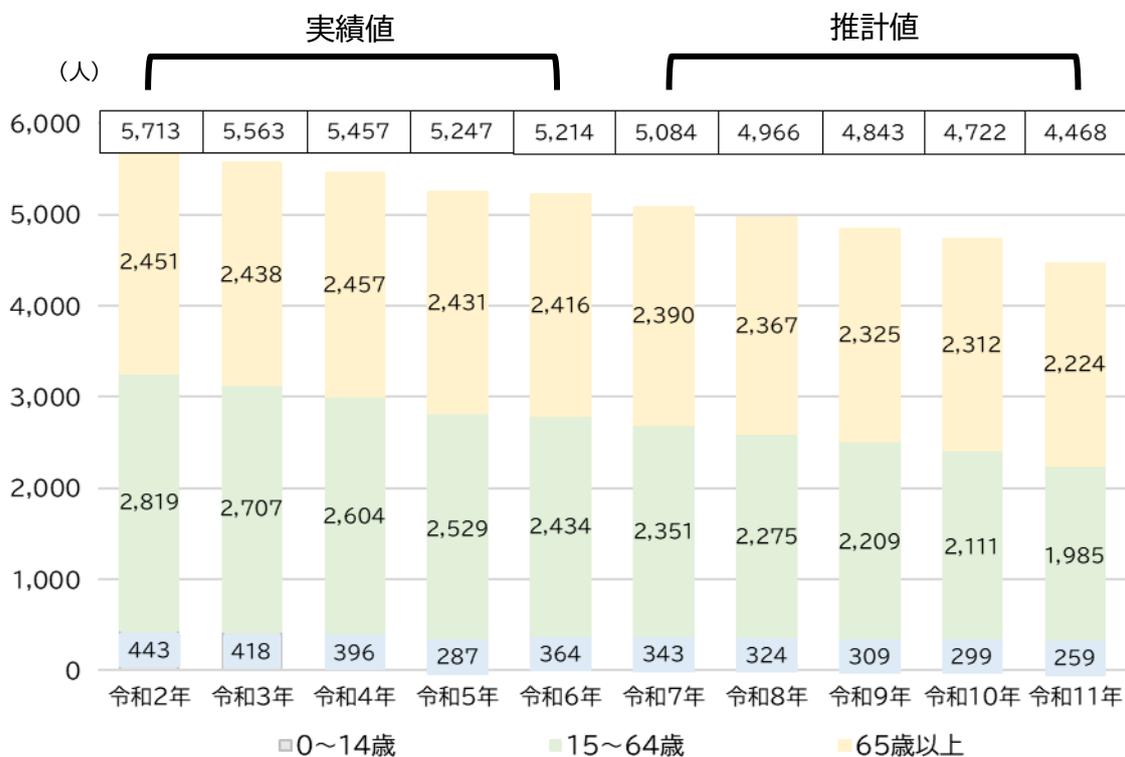
### 1 本町の概況

#### (1) 総人口及び将来人口の推移

総人口は減少傾向にあり、令和6年は5,214人となっています。年齢3区分別にみると、3区分ともに減少傾向となっています。

令和2年から令和6年の人口推移の傾向をもとに令和11年までの人口推計を行ったところ、0～14歳人口は、令和6年の364人から、令和11年には259人と105人の減少の推計となっています。

また、65歳以上人口も令和4年の2,457人をピークに減少に転じています。

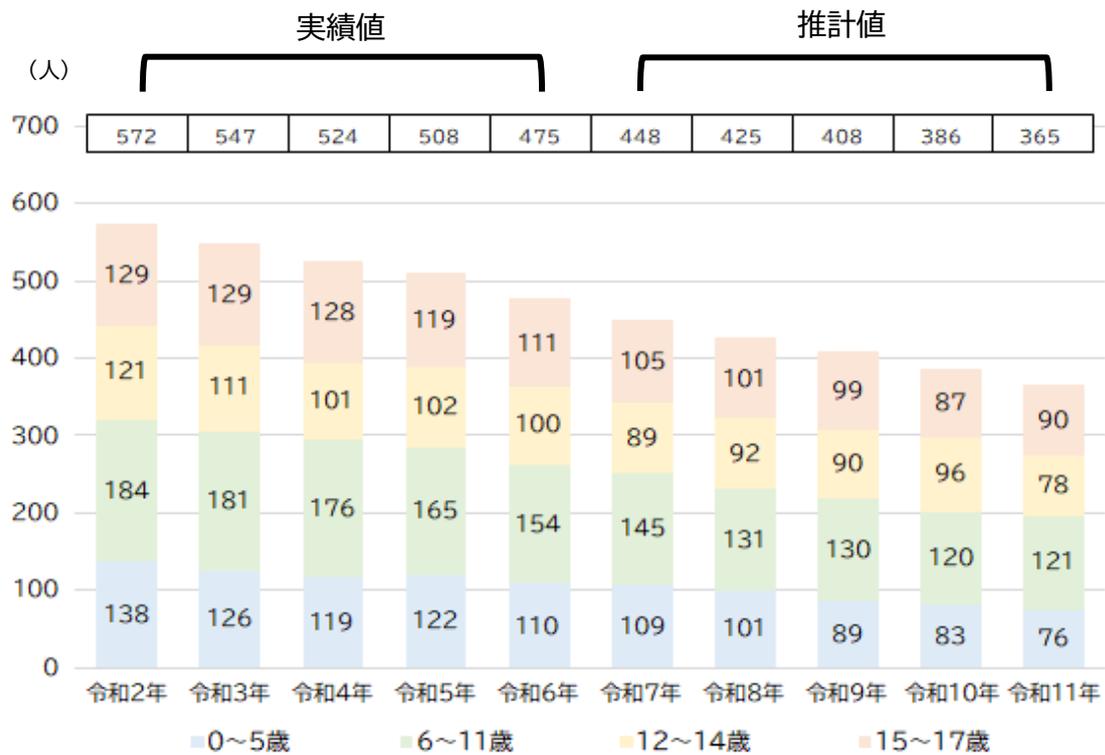


資料：住民基本台帳、各年4月1日時点  
推計はコーホート変化率法による

## (2)18歳未満人口及び将来人口の推移

推計では、18歳未満人口は今後も減少していくものとなっています。

いずれの年齢層も減少傾向にあります。令和6年の水準に比した令和11年の推計値は、就学前児童に相当する0～5歳人口は約70%の水準まで減少する見込みで、小学校児童に相当する6～11歳人口、中学校生徒に相当する12～14歳人口及び高校生徒に相当する15～17歳人口は約80%の水準まで減少する見込みとなっています。



資料：住民基本台帳、各年4月1日時点  
推計はコーホート変化率法による

	実績値(人)					推計値(人)				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	23	21	18	18	9	14	13	13	13	10
1歳	17	23	24	20	18	10	15	14	14	14
2歳	23	16	22	25	21	18	10	15	14	14
3歳	16	21	17	22	26	21	18	10	15	14
4歳	29	15	21	16	21	25	20	17	10	14
5歳	30	30	17	21	15	21	25	20	17	10
6歳	34	28	30	16	21	15	21	24	20	17
7歳	24	33	28	31	16	21	15	21	24	20
8歳	29	23	33	28	30	16	21	15	21	24
9歳	32	29	23	36	27	30	17	22	16	22
10歳	33	33	30	24	35	27	30	17	22	16
11歳	32	35	32	30	25	36	27	31	17	22
12歳	32	32	36	33	30	26	36	28	32	18
13歳	47	32	32	37	33	30	26	36	28	32
14歳	42	47	33	32	37	33	30	26	36	28
15歳	45	40	45	36	32	37	33	30	26	36
16歳	46	43	40	44	37	31	37	32	29	25
17歳	38	46	43	39	42	37	31	37	32	29
18歳未満	572	547	524	508	475	448	425	408	386	365

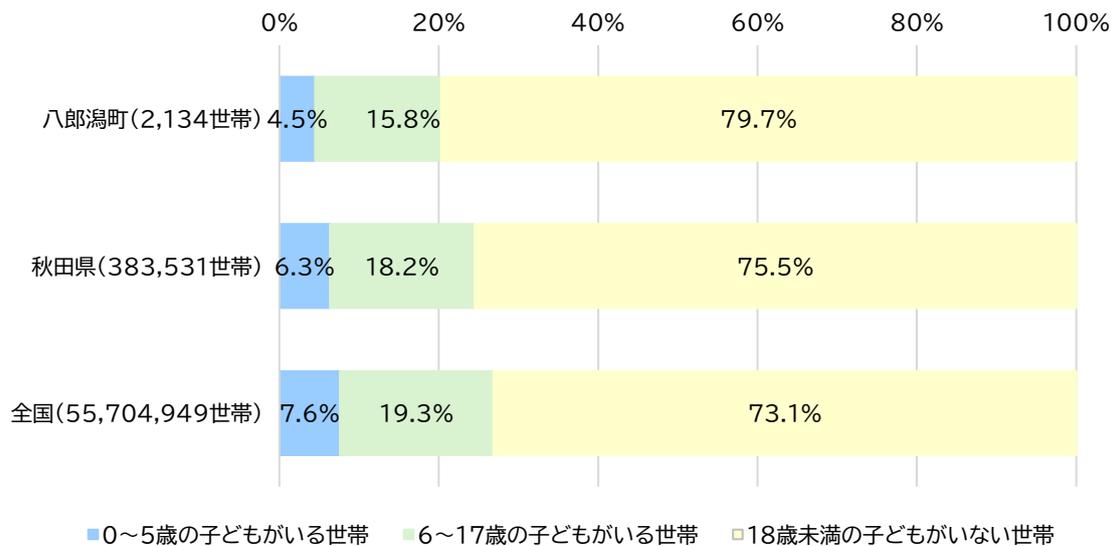
資料：住民基本台帳、各年4月1日時点  
推計はコーホート変化率法による

### (3)子どもがいる世帯の状況

#### ○18歳未満の子どもがいる世帯の割合

本町の0～5歳の子どもがいる世帯の割合は4.5%で、全国平均の7.6%や県平均の6.3%よりも低い水準となっています。

本町の18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、6～17歳の子どもがいる世帯とあわせると20.3%で、全国平均の26.9%や県平均の24.5%よりも低い水準となっています。



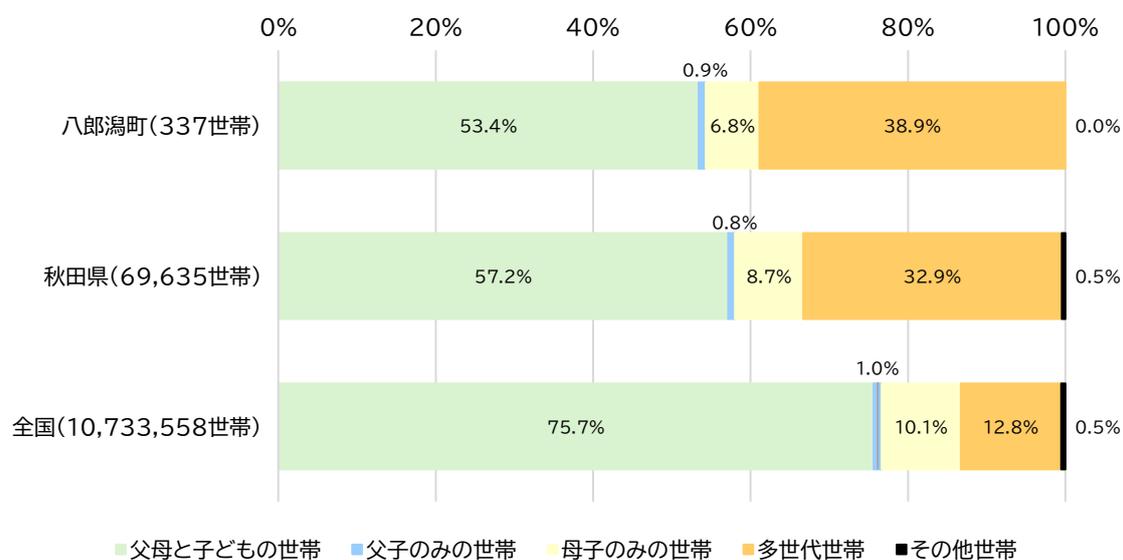
資料:国勢調査(令和2年)

### ○18歳未満の子どもがいる世帯の種類

本町の18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、「多世代世帯」が38.9%で、全国平均12.8%、県平均32.9%より、高い結果となっています。

「父子のみの世帯」、「母子のみの世帯」を合わせたひとり親家庭が7.7%で、全国平均11.1%、県平均9.5%より、低い結果となっています。

また、「父母と子どもの世帯」が53.4%と全国平均75.7%、県平均57.2%より、低い結果となっています。



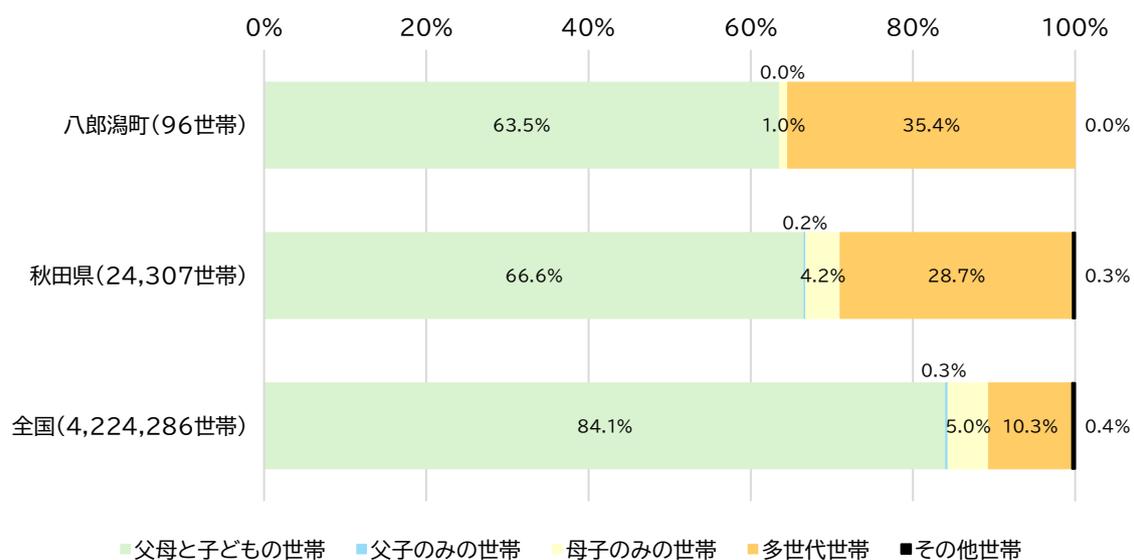
資料：国勢調査(令和2年)

### ○6歳未満の子どもがいる世帯の種類

本町の6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、「多世代世帯」が35.4%で、全国平均10.3%、県平均28.7%より、高い結果となっています。

「父子のみの世帯」、「母子のみの世帯」を合わせたひとり親家庭が1.0%で、全国平均5.3%、県平均4.4%より、低い結果となっています。

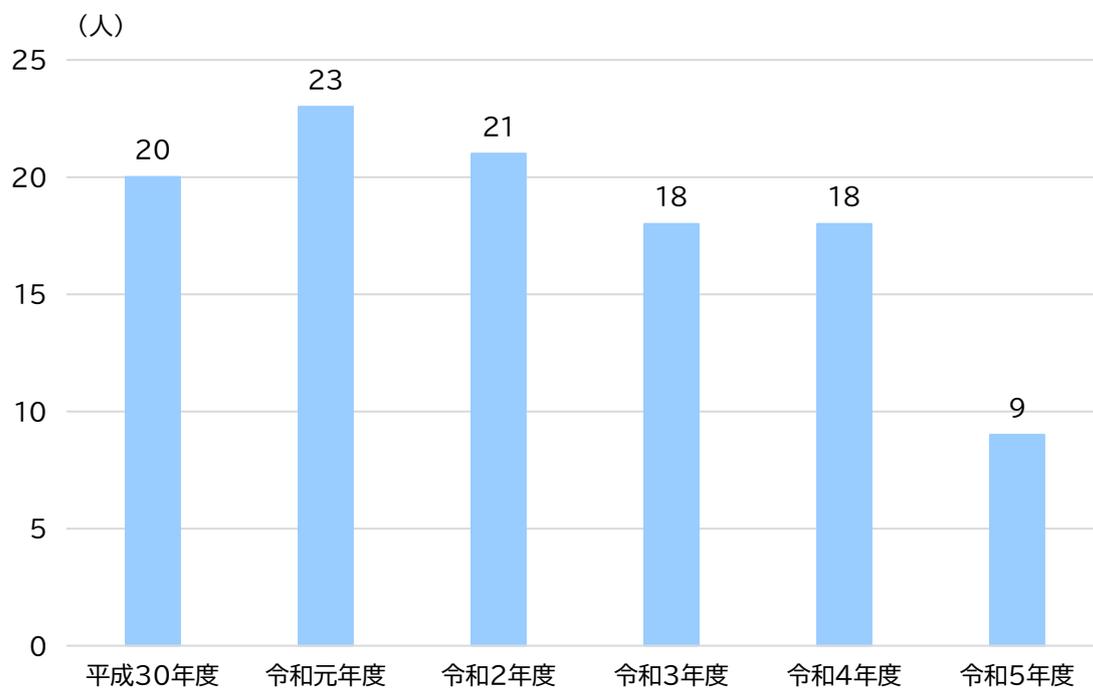
また、「父母と子どもの世帯」が63.5%と全国平均84.1%、県平均66.6%より、低い結果となっています。



資料：国勢調査(令和2年)

#### (4)出生数の推移

出生数は、令和元年度から減少傾向となっています。



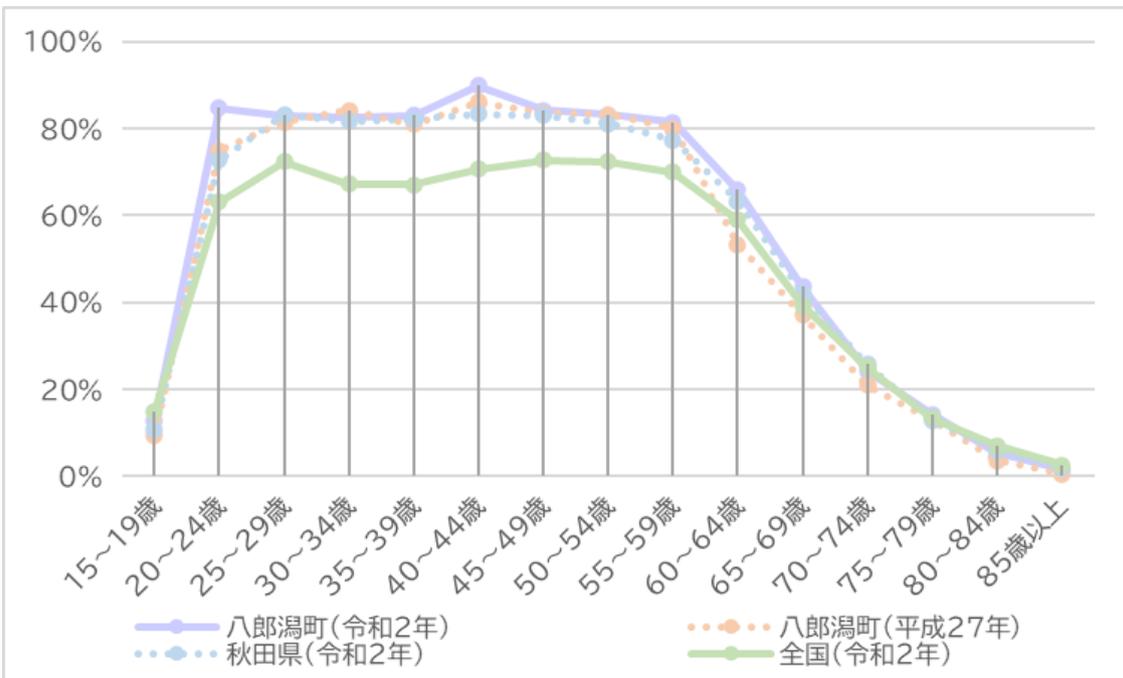
資料:町統計資料

(5)女性の労働力率の状況

女性の労働力率をみると、20歳以降では30～34歳で82.6%とやや割合が低下しますが、その前後の年代ではそれよりも割合が高く、ゆるやかなM字カーブとなっています。

平成27年と比べると、30～34歳の労働力率は下回っていますが、それ以外の年齢では、ほぼ上回っています。

また、県と比較してもほとんどの年齢で上回っています。国と比較しても女性の労働力率は高くなっています。



(%)	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
八郎潟町(令和2年)	12.9	84.7	83.1	82.6	83.1	89.9	84.2	83.1	81.4	65.8	43.6	24.2	14.2	5.3	1.5
八郎潟町(平成27年)	9.5	75.0	81.4	84.3	81.0	86.1	83.5	83.2	80.1	53.4	37.0	21.0	13.1	3.7	0.6
秋田県(令和2年)	10.8	72.7	83.2	81.7	82.1	83.3	83.0	81.1	77.3	63.3	42.0	25.7	12.9	6.0	1.9
全国(令和2年)	15.0	63.1	72.3	67.2	67.2	70.7	72.8	72.4	70.0	59.0	39.3	25.1	13.5	7.1	2.7

資料：国勢調査(令和2年、平成27年)

## 2. 教育・保育事業の進捗状況

### (1)教育・保育事業の利用状況

#### ○教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用状況は、乳幼児の人口減少に並行して、減少傾向になっています。

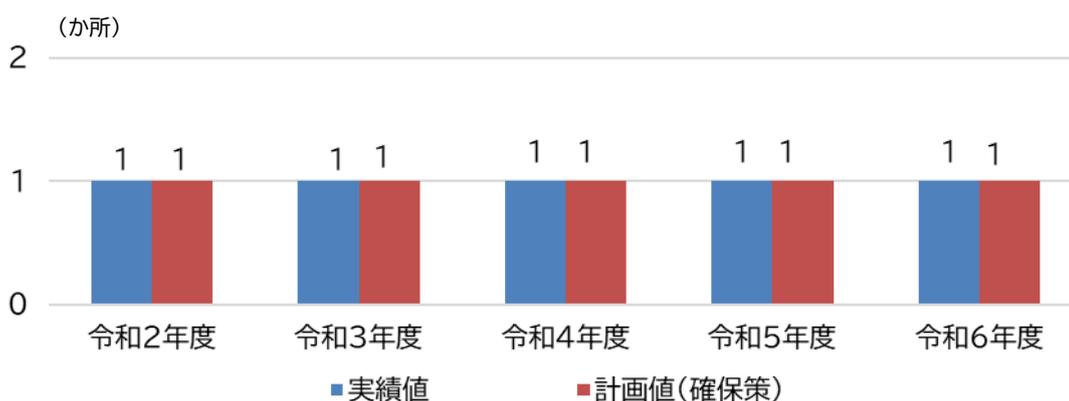
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
1号認定 (3～5歳)	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
	実績	11人	8人	2人	2人	4人
2号認定 (3～5歳)	提供量	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	63人	61人	55人	57人	58人
3号認定 (0歳)	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
	実績	15人	14人	12人	14人	9人
3号認定 (1～2歳)	提供量	45人	45人	45人	45人	45人
	実績	35人	37人	40人	42人	38人

※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

#### ○利用者支援事業

教育・保育事業の利用者支援のための施設は、認定こども園で事業を実施し、計画値のとおり1か所となっています。

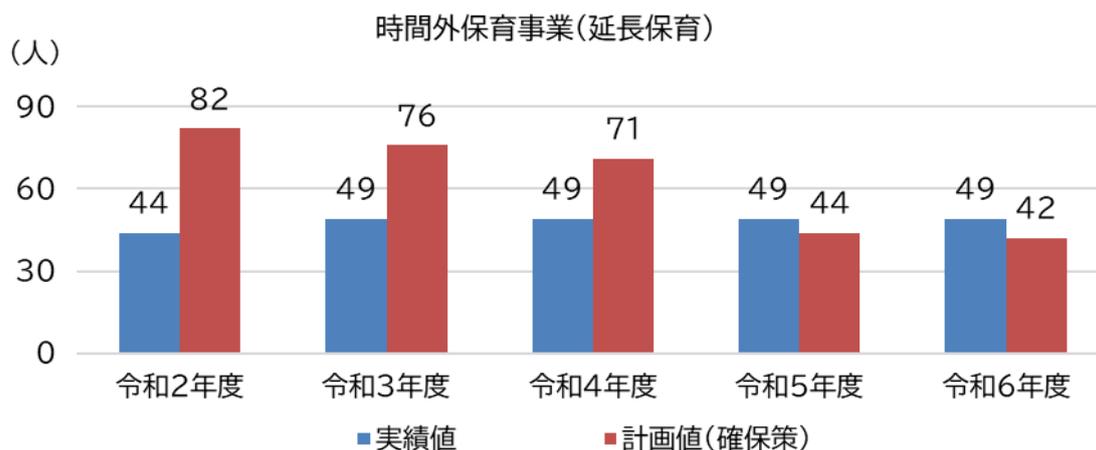


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

### ○延長保育事業

延長保育事業は、両親の就労状況から量の見込みを推計しましたが、両親が仕事で遅くなる場合は祖父母が送迎するという家庭が一定数いたことから、延長保育の利用は見込みより減少となっています。

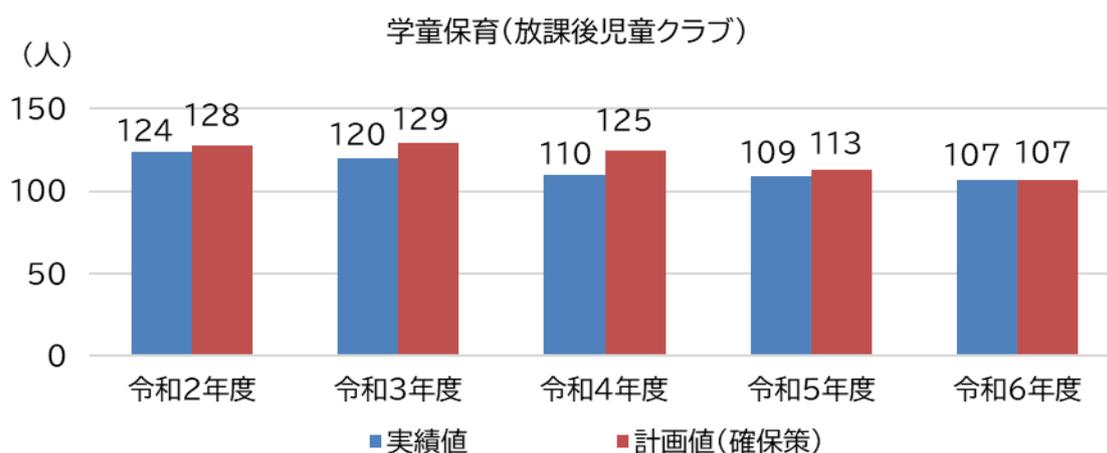


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

### ○放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用状況は、児童の人口減少に併行して、減少傾向になっています。しかし、感染症などの影響からの回復も見込まれ、減少傾向は縮小となっています。

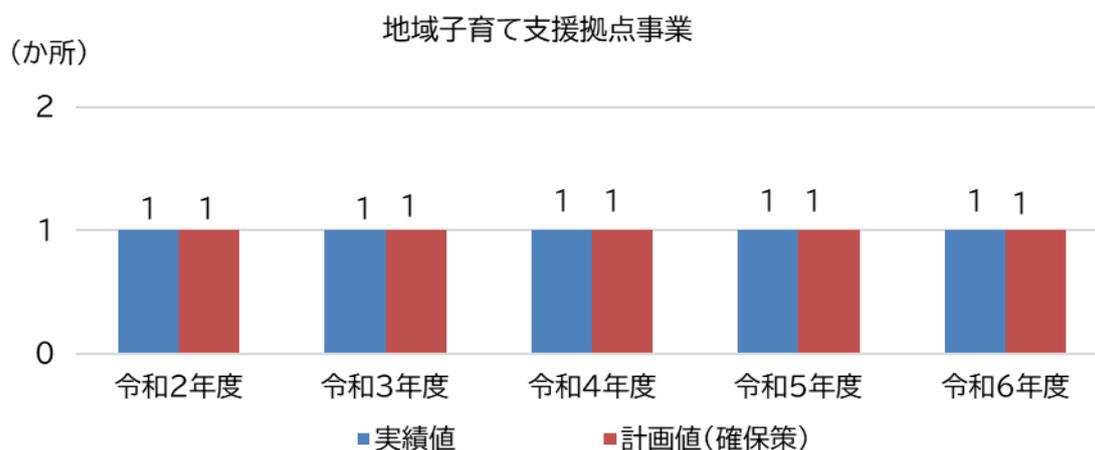


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○地域子育て支援拠点事業

八郎潟町えきまえ交流館「はちパル」内「にゃんぱち子育てらんど」にて、計画どおり事業を実施しています。

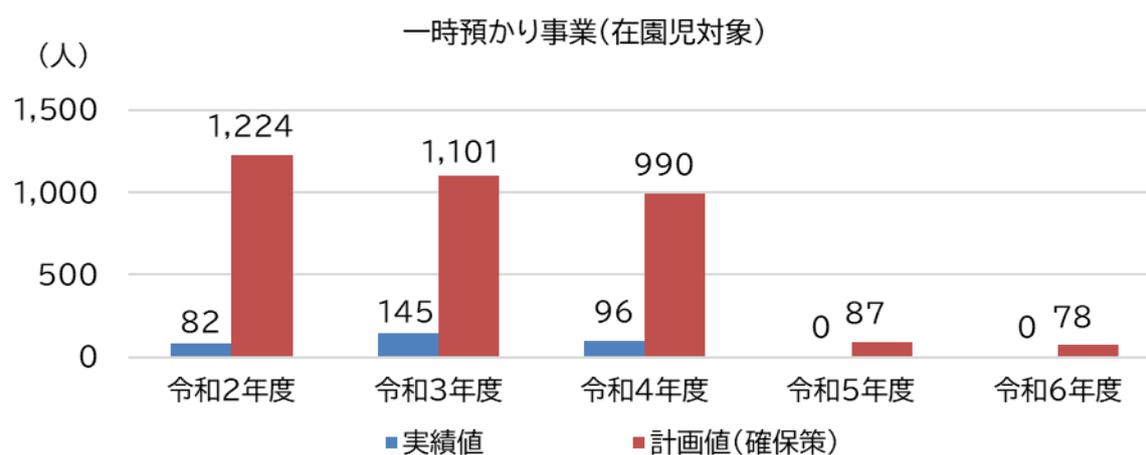


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○一時預かり事業(在園児対象)

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、令和2年度をもって、認定こども園に統合しました。夫婦共働きが増え、1号認定の人数が減少していることから、事業の利用者も減少しています。

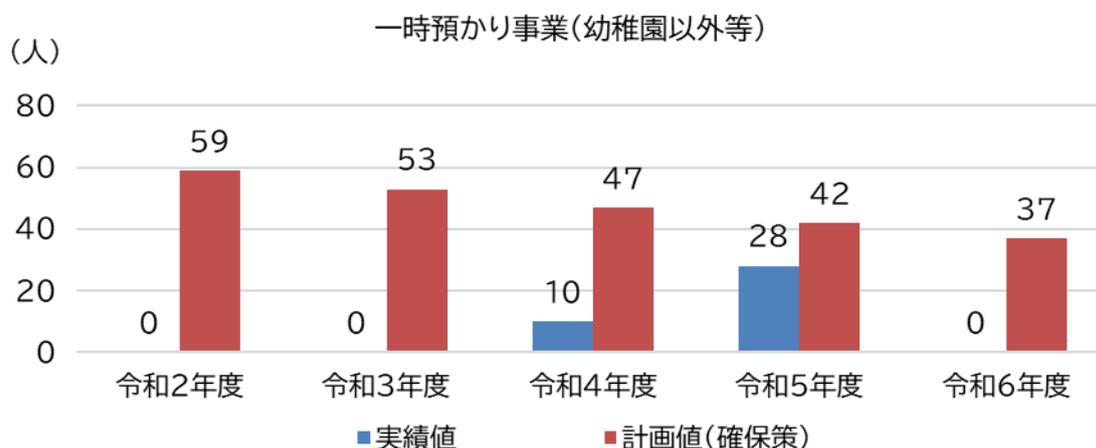


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○一時預かり事業(幼稚園以外等)

幼稚園以外を対象とした一時預かり事業は、余裕活用型として認定こども園で提供量を確保しています。

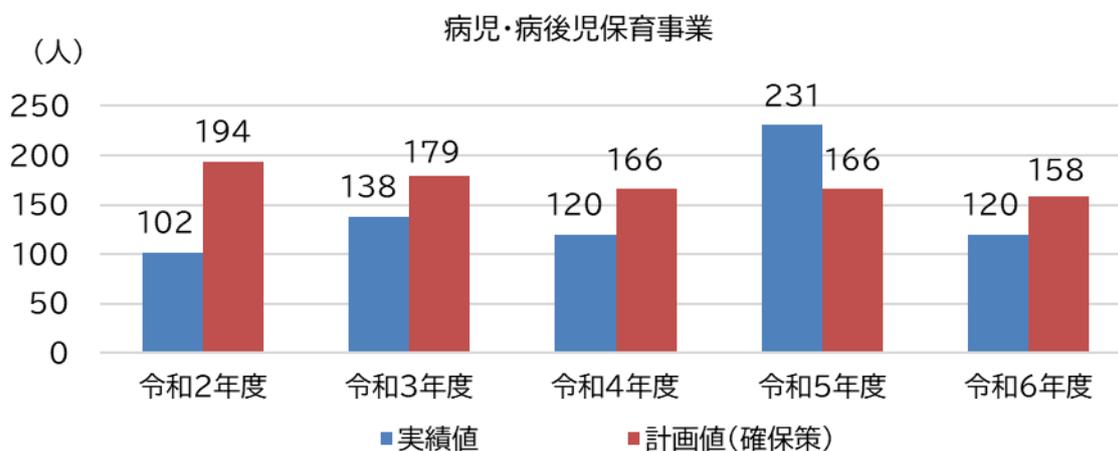


※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、感染症などの影響から令和5年度は実績と計画値で乖離がございましたが、おおむね確保できた結果となっています。



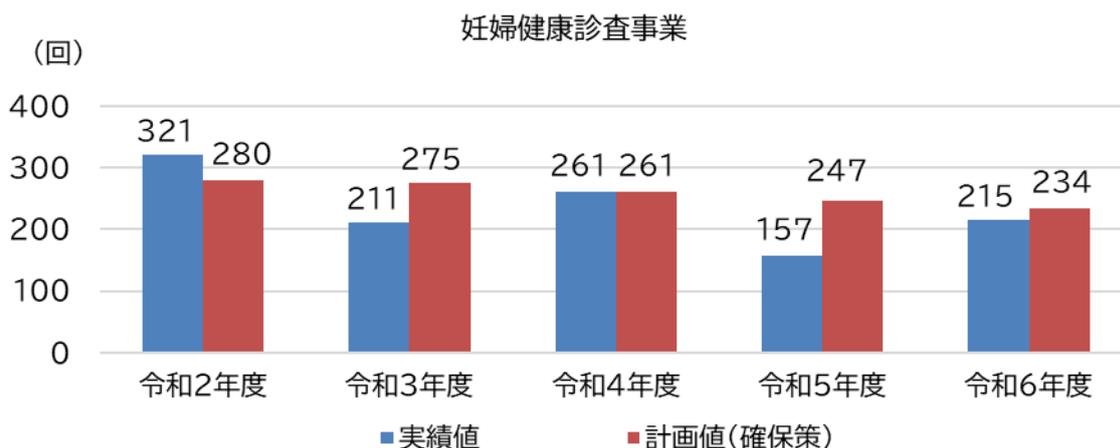
※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、年度により増減のバラつきがありましたが、令和6年度では200回以上を示すなど、増加となっています。

図 妊婦健康診査事業利用量



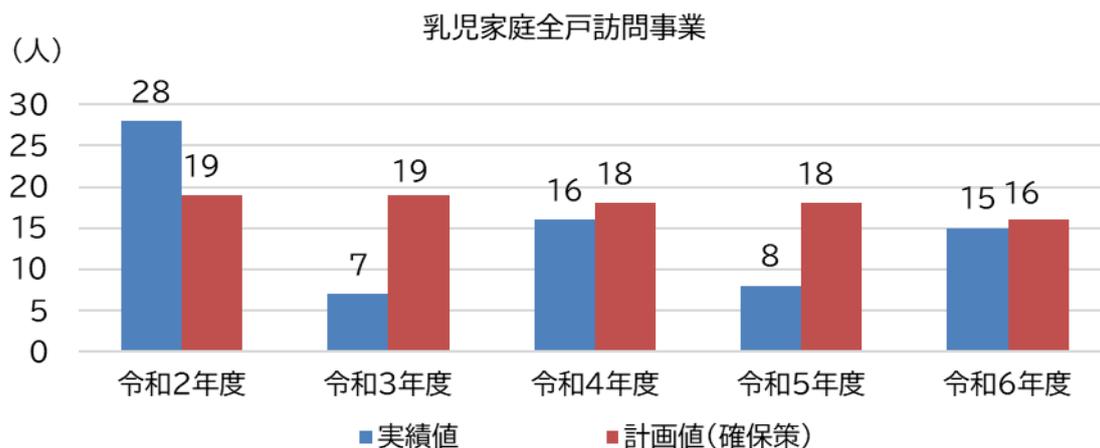
※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、出生数に応じて訪問事業を実施しています。令和3年度は、感染症などの影響を受け減少しました。

図 乳児家庭全戸訪問事業



※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

○地域子ども・子育て支援事業(法定事業)の進捗評価

地域子ども・子育て支援事業(法定事業)については、多くは計画値に準じた利用実績で推移していますが、計画値と利用実績が乖離している場合もあります。

今後は、個々の利用実績推移などを踏まえて、より実情に応じた利用量を見込みます。

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
時間外 保育事 業(延長 保育)	提供量	計画値 (確保策)	82人	76人	71人	44人	42人
		実績値	44人	49人	49人	49人	49人
		実績値/ 計画値	53.7%	64.5%	69.0%	111.4%	116.7%
	箇所数	計画値 (確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
放課後 児童健 全育成 事業	提供量	計画値 (確保策)	128人	129人	125人	113人	107人
		実績値	124人	120人	110人	109人	107人
		実績値/ 計画値	96.9%	93.0%	88.0%	96.5%	100.0%
	箇所数	計画値 (確保策)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地域子 育て支 援拠点 事業	箇所数	計画値 (確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

幼稚園 の在園 児を対 象とし た 一時預 かり事 業(預か り保育)	提供量	計画値 (確保策)	1,224人	1,101人	990人	87人	78人
		実績値	82人	145人	96人	0人	0人
		実績値/ 計画値	6.7%	13.2%	9.7%	0.0%	0.0%
	箇所数	計画値 (確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一時預 かり (幼稚園 以外)	提供量	計画値 (確保策)	59人	53人	47人	42人	37人
		実績値	0人	0人	10人	28人	0人
		実績値/ 計画値	0.0%	0.0%	21.3%	66.7%	0.0%
	箇所数	計画値 (確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
病児・病 後児保 育事業	提供量	計画値 (確保策)	194人	179人	166人	166人	158人
		実績値	102人	138人	120人	231人	120人
		実績値/ 計画値	52.6%	77.1%	72.3%	139.2%	75.9%
	箇所数	計画値 (確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値/ 計画値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
妊婦健康診査事業	計画値 (確保策)	280人	275人	261人	247人	234人	
	実績値	321人	211人	261人	157人	215人	
	実績値/ 計画値	114.6%	76.7%	100.0%	63.6%	91.9%	

乳児家庭全戸訪問 事業	計画値 (確保策)	19件	19件	18件	18件	16件
	実績値	28件	7件	16件	8件	15件
	実績値/ 計画値	147.4%	36.8%	88.9%	44.4%	93.8%

※令和6年度は暫定値

資料:町統計資料

### 3 第2期計画の評価

#### (1)第2期計画の事業

子どもを生み育てやすい社会の実現に向けて、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進しています。

基本目標1:幼児期の教育・保育事業の推進	
1-1:施設型給付	(1)幼保連携型認定こども園
基本目標2:地域子ども・子育て支援事業の推進	
2-1:通所系事業	(1)延長保育事業 (2)休日保育事業 (3)一時預かり事業 (4)学童保育(放課後児童健全育成事業)
2-2:訪問系事業	(1)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
2-3:相談支援	(1)地域子育て支援拠点事業
2-4:その他の事業	(1)妊婦健康診査
基本目標3:仕事と生活の調和の促進	
3-1:就労促進	(1)一般事業主行動計画策定の推進 (2)男女雇用機会均等法、育児・介護休養法及び育児休業等休暇制度の推進 (3)各種支援施策の周知
基本目標4:その他の支援事業の推進	
4-1:子育て情報の効果的な提供	(1)町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施
4-2:妊婦健診	(1)妊産婦に対する保健師の家庭訪問指導等
4-3:障がい児支援の推進	(1)障がいの早期発見、早期対応 (2)特別支援教育の充実

4-4:発達障害支援	
	(1)発達障害支援
	(2)学校生活支援員配置事業
4-5:ひとり親家庭等の自立支援の推進	
	(1)児童扶養手当支給事業
	(2)母子・父子家庭医療費助成事業
4-6:児童虐待防止	
	(1)要保護児童対策地域協議会活動の推進
	(2)要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催
	(3)要保護児童対策に関わる職員の質の向上
4-7:子育て家庭に対する経済的支援	
	(1)子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援
	(2)各種経済的支援制度の周知
4-8:子どもの貧困対策	
	(1)子育て家庭・ひとり親生活困窮家庭への経済的支援

(2)計画の事業の実施状況

現行計画では、25の事業・取組を実施しています。

(3)実施事業の進捗計画

第2期計画に記載されている25事業で、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、23の事業は概ね予定通り(以下の評価基準の1もしくは2の評価)に事業を行うことができたとの評価となっています。

【自己評価の基準】	
「100%(予定通り)」	「80-100%(概ね予定通り)」
「60-80%(やや予定した内容に満たない)」	「40-60%(予定の半分程度)」
「40%未満(あまり進んでいない)」	

○自己評価未実施事業

2-1 (2)休日保育事業

理由:第2期計画策定時には利用希望が少なかったこと、受け入れ体制を確保することが難しいことから、実施していません。

○「40-60%(予定の半分程度)」と評価された事業

### 3-1 (1)一般事業主行動計画策定の推進

これまでのところ、広報等での周知にとどまっているため、より効果的な周知方法を検討する必要があると考えられます。

今後は制度の一層の周知を図るとともに、効果的な情報提供方法を検討していきます。

## 4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果

### (1)調査の概要

#### 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や利用意向などについて、本調査を実施しました。

#### 調査の実施

##### <調査期間>

令和6年4～5月

##### <調査方法>

##### ○就学前児童保護者調査

アンケート調査票は認定こども園を通して配布・回収。

##### ○小学生保護者調査

アンケート調査票は小学校を通して配布・回収。

##### <調査対象>

##### ○就学前児童保護者調査

就学前児童保護者：72世帯

##### ○小学生保護者調査

小学生児童保護者：107世帯

##### <回収状況>

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	72世帯	57世帯	79.2%
小学生保護者調査	107世帯	91世帯	85.1%

(2)就学前児童保護者対象の調査結果のポイント

○お子さんの不定期的な教育・保育事業の利用希望について  
 日中の定期的な保育や病気のための利用以外

不定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用したい」が75.4%、「利用する必要はない」が24.6%となっています。

標本数=57

利用する必要  
 はない  
 24.6%



「利用したい」の回答では、いずれの利用目的でも「1日～10日程度」が最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が65.1%、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が58.1%、「不定期の就労」が30.2%となっています。

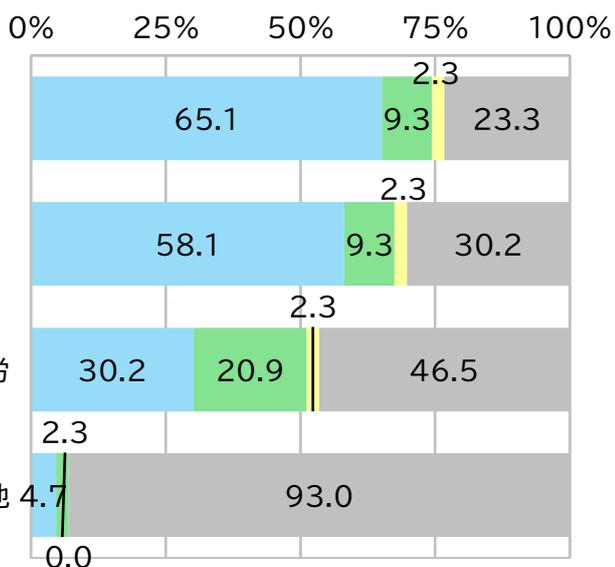
標本数=43

冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院 等

私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的

不定期の就労

その他



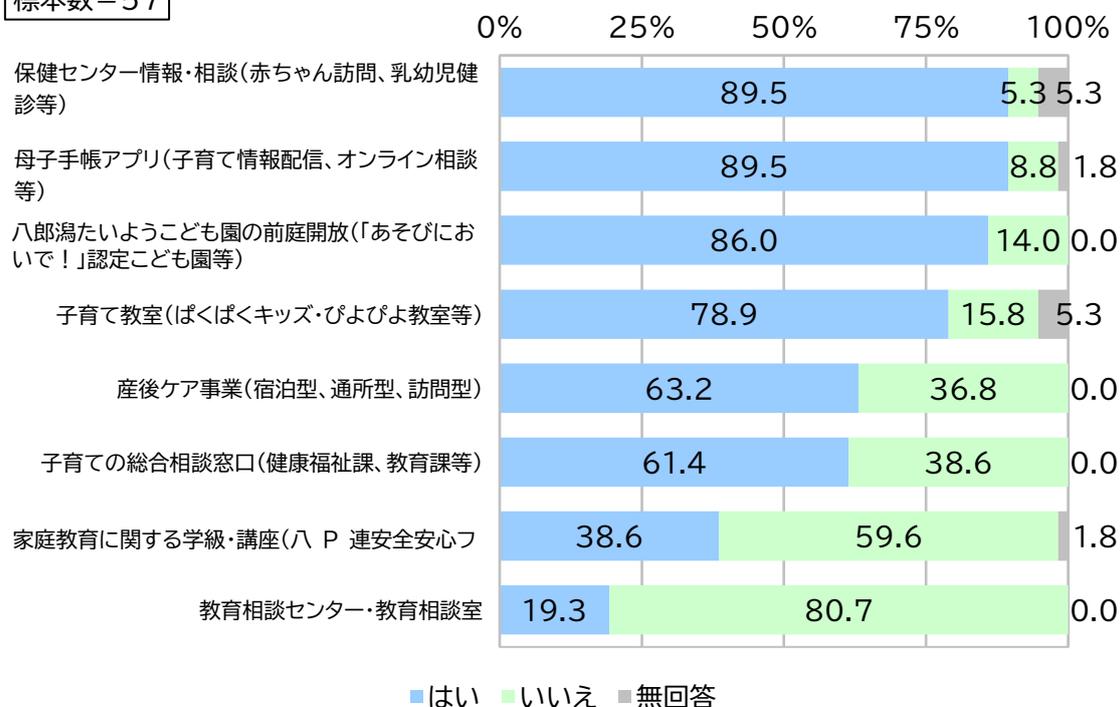
■1日～10日程度 ■11日～30日程度 ■31日以上 ■無回答

○お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

これまで利用したことのあるもの、今後、利用、参加したいと思うもの

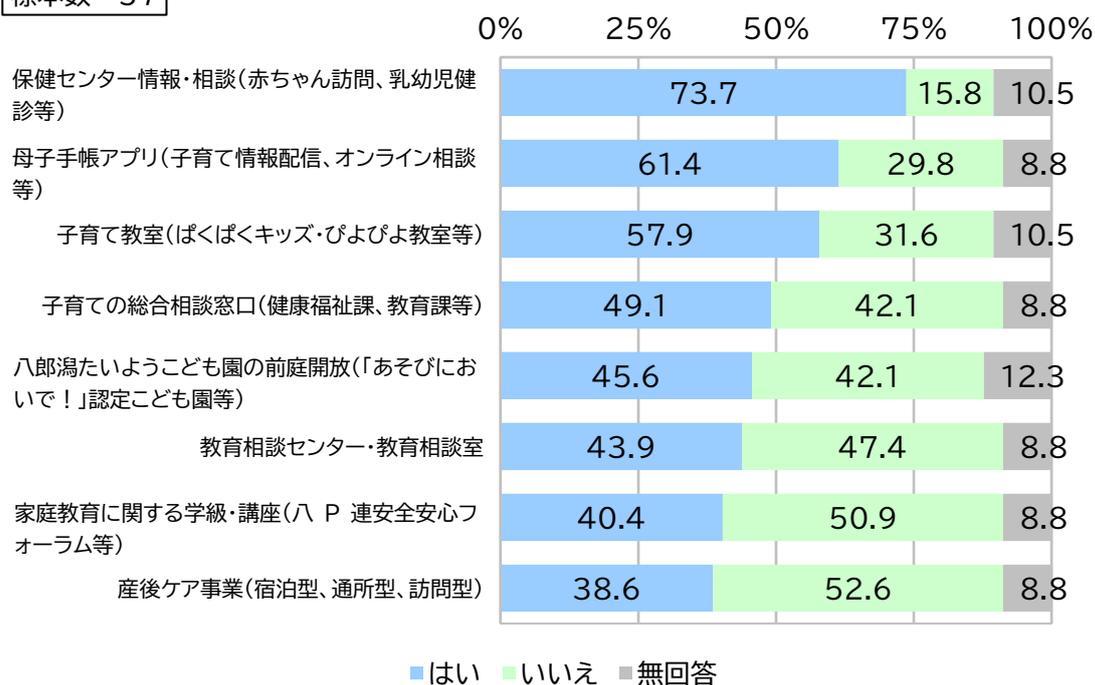
「これまで利用したことのあるもの」の回答では、「はい」で、「母子手帳アプリ(子育て情報配信、オンライン相談等)」、「保健センターの情報・相談(赤ちゃん訪問、乳幼児健診等)」が89.5%、「八郎潟たいようこども園の前庭開放(「あそびにおいで！」認定こども園等)」が86.0%となっています。「いいえ」で、「教育相談センター・教育相談室」が80.7%、「家庭教育に関する学級・講座(八 P 連安全安心フォーラム等)」が59.6%となっています。

標本数=57



「今後、利用、参加したいと思うもの」の回答では、「はい」で、「保健センターの情報・相談（赤ちゃん訪問、乳幼児健診等）」が73.7%、次いで「母子手帳アプリ(子育て情報配信、オンライン相談等)」が61.4%、「子育て教室(ぱくぱくキッズ・ぴよぴよ教室等)」が57.9%となっています。「いいえ」で、「産後ケア事業(宿泊型、通所型、訪問型)」が52.6%、次いで「家庭教育に関する学級・講座(八 P 連安全安心フォーラム等)」が50.9%となっています。

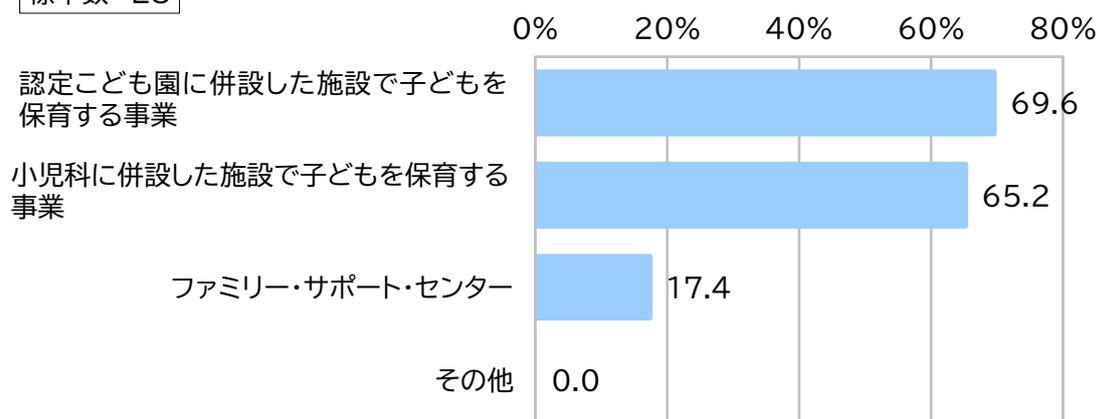
標本数=57



## ○お子さんが病気やケガをした際の対応について

できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい方で、子どもを預ける場合の望ましい事業形態では、「認定こども園に併設した施設で子どもを保育する事業」が69.6%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が65.2%、「ファミリー・サポート・センター」が17.4%となっています。

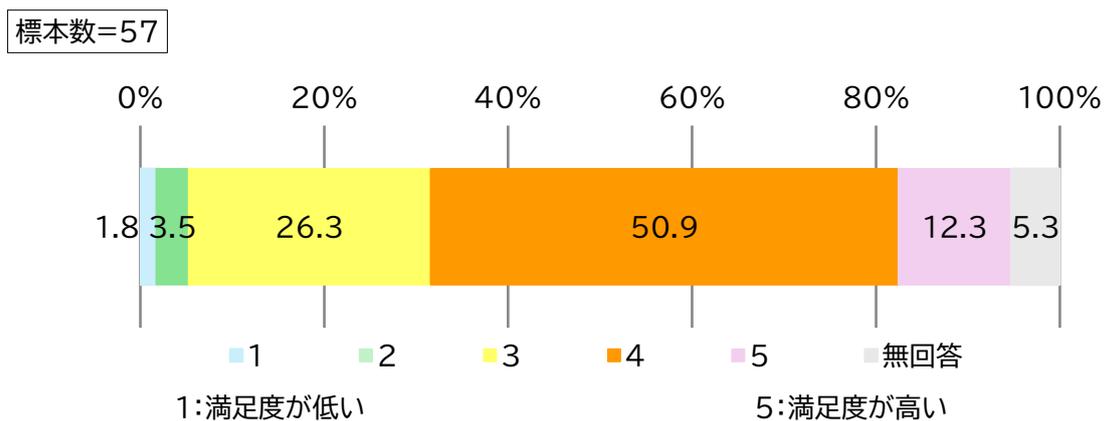
標本数=23



○八郎潟町の子育て環境や子育て支援への満足度について

指数は、1:満足度が最も低い、5:満足度が最も高い

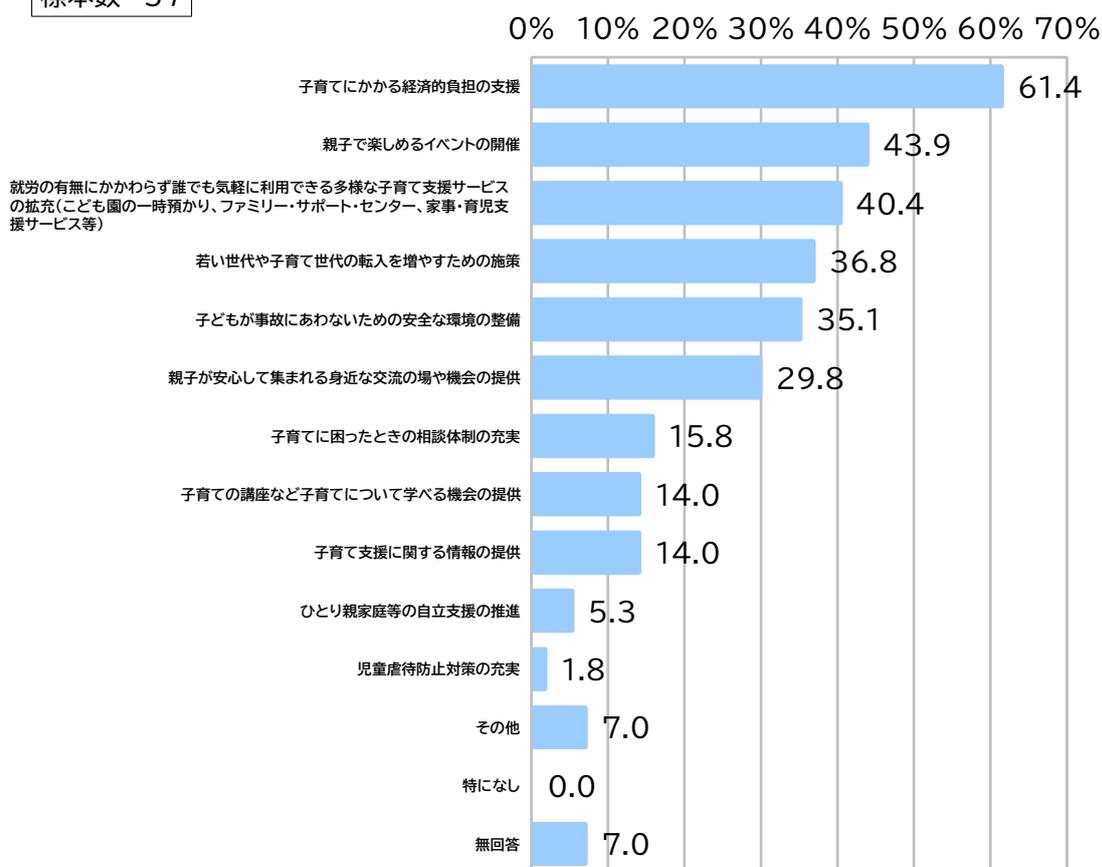
満足度の指数は、「4」が50.9%、「3」が26.3%、「5」(満足度が最も高い)が12.3%の順となっています。また、満足度が最も低い「1」は1.8%となっています。



○八郎潟町に対して、もっと力をいれてほしい子育て支援策について

「子育てにかかる経済的負担の支援」が61.4%、「親子で楽しめるイベントの開催」が43.9%、「就労の有無にかかわらず誰でも気軽に利用できる多様な子育て支援サービスの拡充(こども園の一時預かり、ファミリー・サポート・センター、家事・育児支援サービス等)」が40.4%の順となっています。

標本数=57

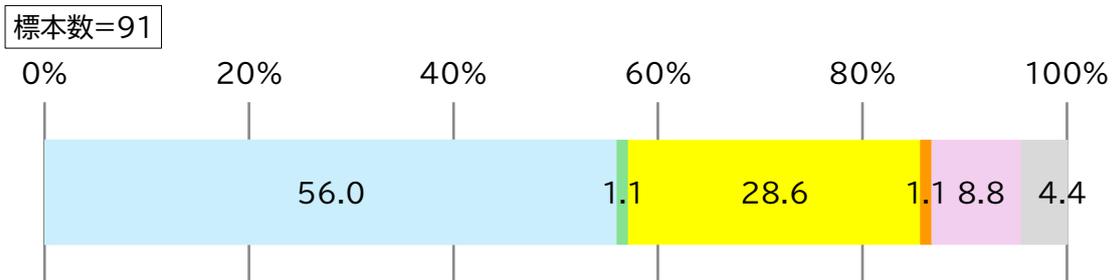


### (3)小学生児童保護者対象の調査結果のポイント

#### ○保護者の就労状況について

##### 「母親」の就労状況

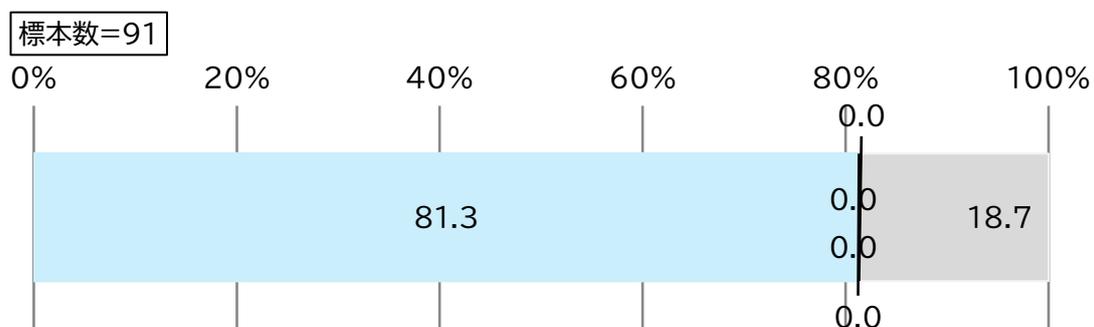
「母親」の就労状況は、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が56.0%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.6%となっています。



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## 「父親」の就労状況

「父親」の就労状況は、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が81.3%となっています。

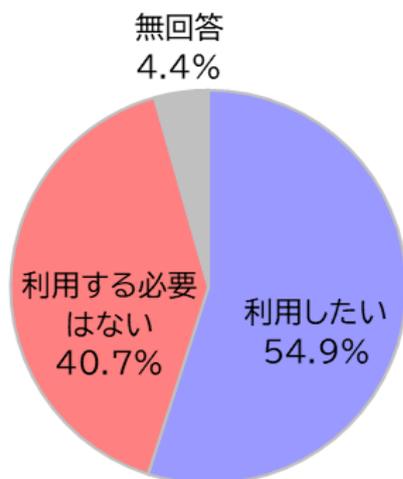


- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

○お子さんの不定期的な教育・保育事業の利用希望について  
 日中の定期的な保育や病気のための利用以外

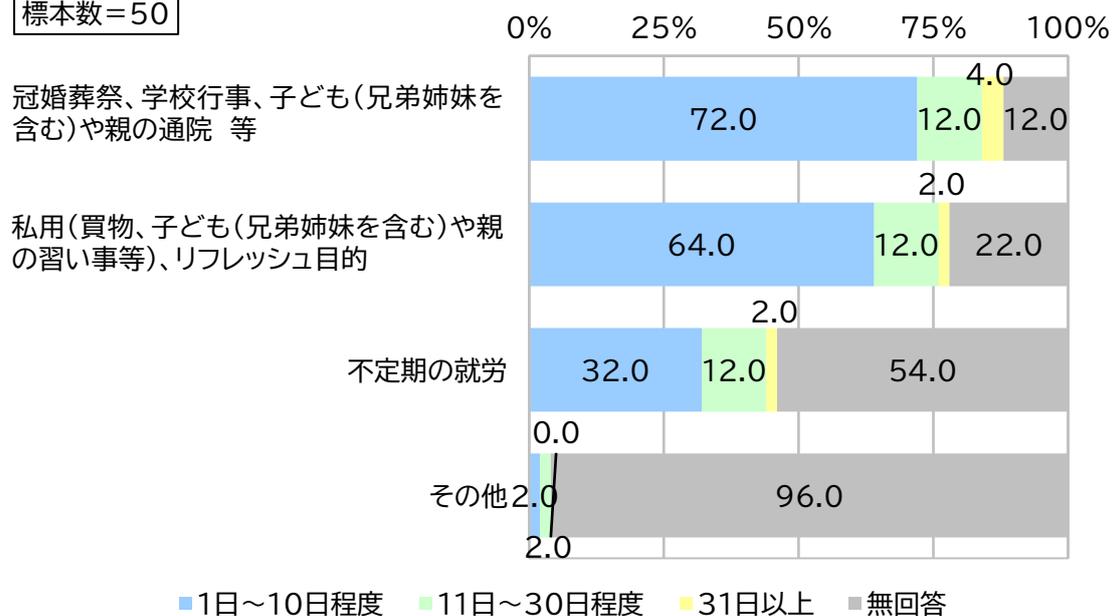
不定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用したい」が54.9%、「利用する必要はない」が40.7%となっています。

標本数=91



「利用したい」の回答では、いずれの利用目的でも「1日～10日程度」が最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が72.0%、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が64.0%、「不定期の就労」が32.0%となっています。

標本数=50

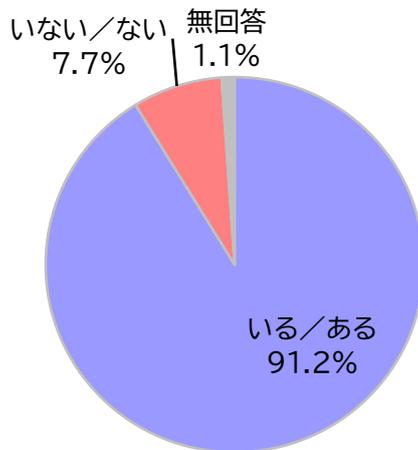


○子どもの育ちをめぐる環境について

お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

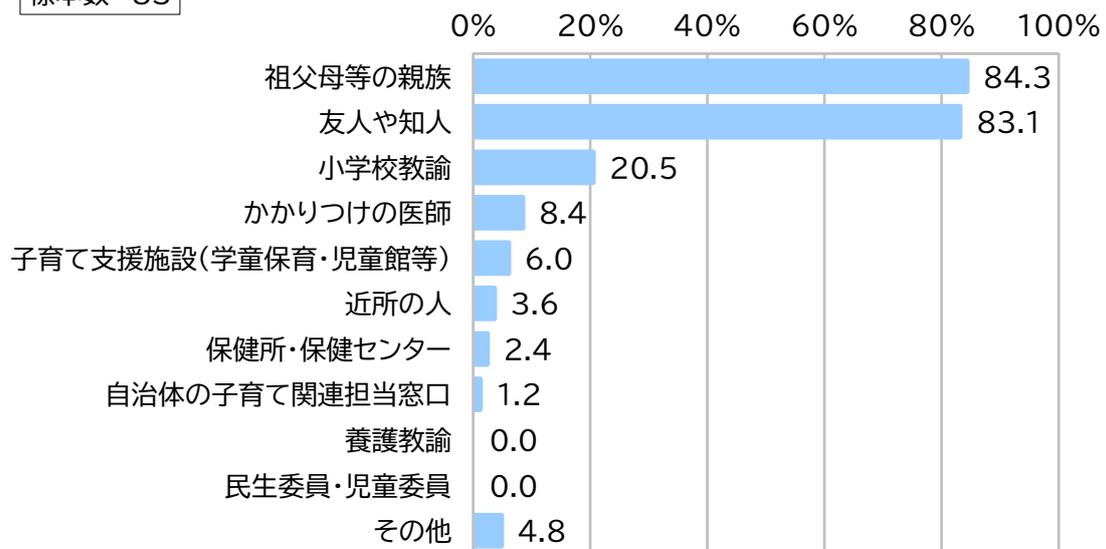
「いる／ある」が91.2%、「いない／ない」が7.7%となっています。

標本数=91



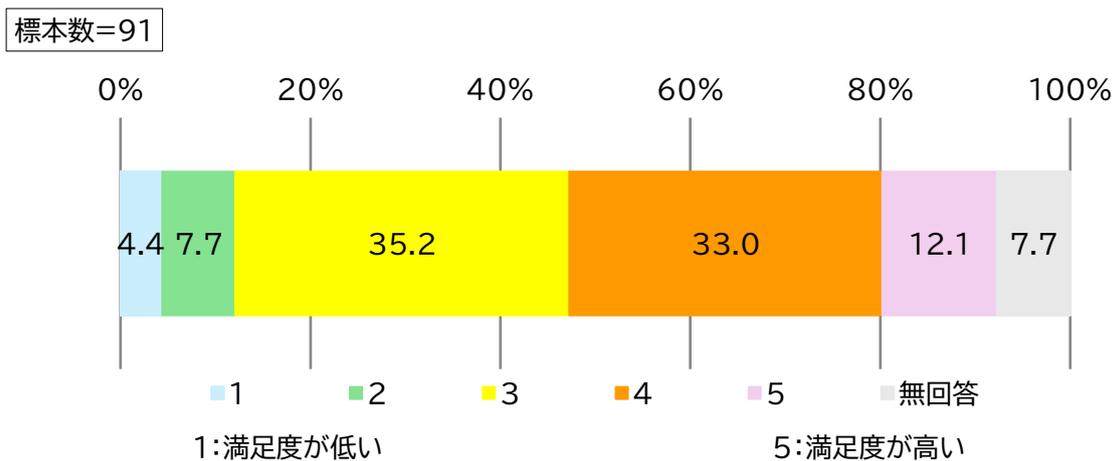
「いる／ある」の回答では、「祖父母等の親族」が84.3%、「友人や知人」が83.1%となっています。

標本数=83



○八郎潟町の子ども・子育て支援の取り組みについて  
指数は、1:満足度が最も低い、5:満足度が最も高い

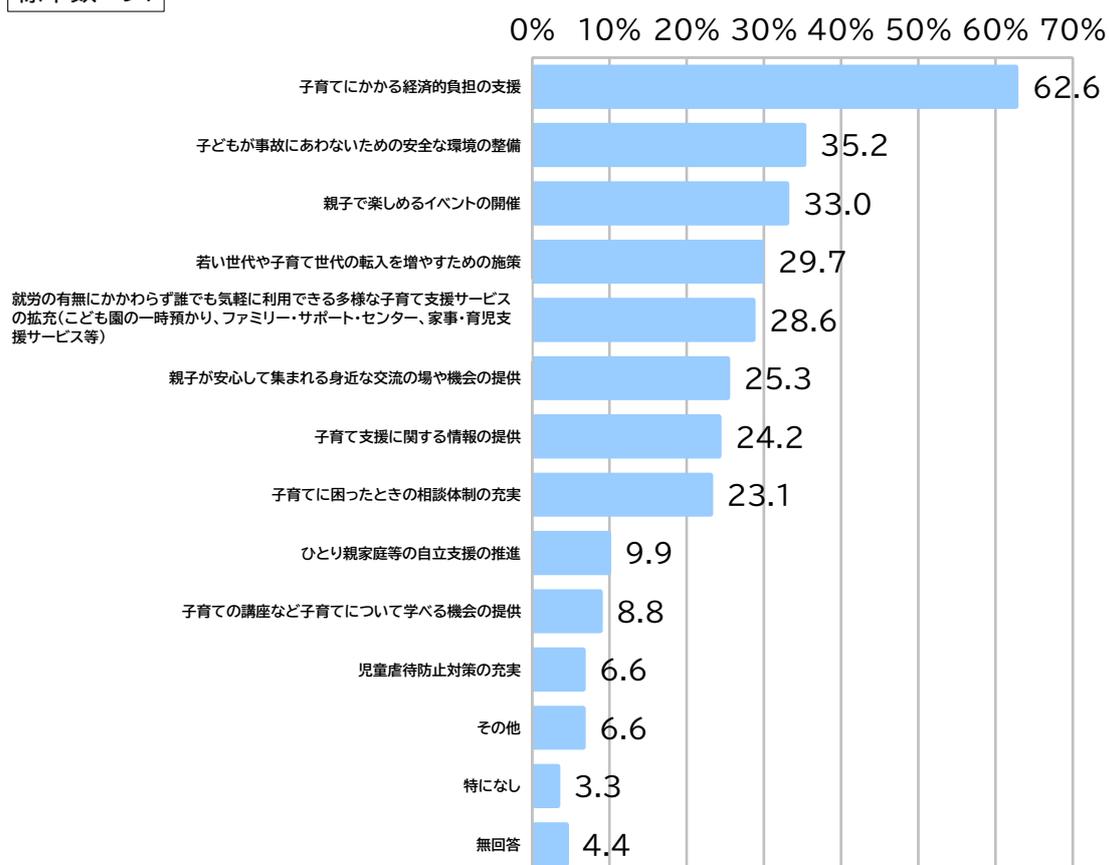
満足度指数は、「3」が35.2%、「4」が33.0%、「5」(満足度が最も高い)が12.1%の順となっています。また、満足度が最も低い「1」は4.4%となっています。



○八郎潟町に対して、もっと力をいれてほしい子育て支援策について

「子育てにかかる経済的負担の支援」が62.6%、「子どもが事故にあわないための安全な環境の整備」が35.2%、「親子で楽しめるイベントの開催」が33.0%の順となっています。

標本数=91



## 第3章 計画の方向性

### 1 基本理念

#### (1)基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

国の基本指針において掲げられた計画のポイント

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- 地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- 各々が協働し、それぞれの役割を果たす

本計画では、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を目指し、基本理念を継続し、計画の実現を促進します。

#### 基本理念

子どもを生き育てやすい社会の実現に向けて、  
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進しています

## (2)基本目標

「子ども・子育て支援制度」では、以下の点を推進していくものとされています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

さらに、保護者の仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がい児への支援なども重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正(令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布)され、有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことから、第2期計画の内容を継承し、次世代育成支援行動計画としての取組を包含した計画として推進します。

本町の子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会の実現のための取り組みのために、「子ども・子育て支援制度」の内容を踏まえ、本町の子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会の実現に向けた取組として、次の5つの基本目標を設定し、計画を推進します。

- 基本目標1:教育・保育、子ども・子育て支援事業の総合的な提供
- 基本目標2:子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進
- 基本目標3:地域で子どもを見守る環境の整備
- 基本目標4:子育て家庭に対する経済的支援の充実
- 基本目標5:それぞれの家庭の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

## 2 計画推進に向けた取組

### (1)子ども・子育て支援事業計画の取組

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取組んでいきます。

#### <教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を1地区として教育・保育提供区域に設定しています。

#### <教育・保育の一体的提供の推進>

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するというものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

本町では、既存の幼稚園及び保育所を一体化し、令和2年度に公私連携幼保連携型認定こども園が開園されましたが、引き続き教育・保育の一体的な提供を実施します。

#### <産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、事業実施体制の整備を推進します。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達したとき）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望したときから質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

#### <子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図

るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

#### <仕事と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取組(労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等)を推進します。

#### (2)次世代育成支援行動計画の継承への取組

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、第1期計画ではそれまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取組を重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、平成26年の「次世代育成支援対策推進法の一部改正」により、有効期限が令和7年3月31日までの10年間延長され、令和6年の「次世代育成支援対策推進法の一部改正」により、有効期限が令和17年3月31日までの10年間延長されましたので、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策を継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取組を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

#### (3)こども計画に対する考え方

本町では、「こども計画」の策定でなく、従来の「子ども・子育て支援事業計画」を改訂します。

「子ども・子育て支援事業計画」は、法定計画であり、5年ごとに見直し・改訂する計画です。「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めることを目的とした計画で、その内容は、地域で子育て支援の「量の見込み(=ニーズ)」がどれだけあって、「確保方策(=ニーズをいつ・何をすることで満たすのか)」を定めるものです。

「こども計画」は、子ども分野の「総合計画」に該当し、縦割りの弊害をなくし、全庁的に

子ども施策を推進することを目的とした計画で、その内容は、「こども施策」に関する施策等の推進を図るものです。

本町では、「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、その事業や取組を全庁的に推進しています。したがって、将来的には「こども計画」の策定についても視野に入れつつ、「八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 3 施策の体系

子どもを生き育てやすい社会の実現に向けて、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進しています。

基本目標1:教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の総合的な提供	
1-1:施設型給付	
	(1)幼保連携型認定こども園
1-2:地域子ども・子育て支援事業	
	(1)延長保育事業
	(2)休日保育事業
	(3)一時預かり事業(一般型)
	(4)一時預かり事業(幼稚園型)
	(5)病児・病後児保育事業
1-3:市町村子ども・子育て支援事業	
	(1)地域子育て支援拠点事業
	(2)ファミリー・サポート・センター事業
	(3)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
1-4:放課後児童健全育成事業	
	(1)放課後児童健全育成事業
基本目標2:子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進	
2-1:健康診査事業	
	(1)妊婦健康診査
	(2)乳児・1歳6か月児・3歳児健診
	(3)2歳児歯科健診
	(4)フッ素洗口事業
2-2:健康・食育教室	
	(1)離乳食教室
	(2)ぴよぴよ教室
	(3)ぱくぱくキッズ(親子食育教室)
	(4)スポーツ食育応援講座
2-3:相談支援	
	(1)妊婦に対する保健師の家庭訪問指導
	(2)満4歳児健康相談
	(3)産後ケア事業
	(4)出産・子育て応援事業

	2-4:その他の支援
	(1)町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん
基本目標3:地域で子どもを見守る環境の整備	
	3-1:地域活動への支援
	(1)地域子育て力推進事業
	(2)スポーツ少年団支援事業
	3-2:環境の整備
	(1)児童公園の整備
	(2)危険個所の確認
	(3)交通安全の推進
	(4)防犯パトロール
	3-3:児童館事業
	(1)中央児童館
	(2)地域児童館
基本目標4:子育て家庭に対する経済的支援の充実	
	4-1:保育料助成
	(1)保育料助成
	4-2:医療費助成
	(1)福祉医療
	(2)未熟児養育医療
	4-3:給食費助成
	(1)学校給食の無償化
	(2)副食費助成
	(3)主食費助成
	4-4:その他経済的支援
	(1)出産祝い金
	(2)就学援助事業
	(3)通学用リュックサック無償配付事業
	(4)各種経済的支援制度の周知
基本目標5:それぞれの家庭の特性に配慮したきめ細かい支援の充実	
	5-1:障がい児支援
	(1)障がいの早期発見、早期対応
	(2)特別支援教育の充実
	(3)発達障害支援
	(4)学校生活支援員配置事業

	(5)特別児童扶養手当支給事業
	5-2:ひとり親家庭等の自立支援の推進
	(1)児童扶養手当支給事業
	5-3:児童虐待防止
	(1)要保護児童対策地域協議会活動の推進
	(2)要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催
	(3)要保護児童対策に関わる職員の質の向上
	5-4:子どもの貧困対策
	(1)生活困窮家庭への支援
	5-5:就労支援
	(1)一般事業主行動計画策定の推進
	(2)男女雇用機会均等法、育児・介護休養法及び育児休業等休暇制度の推進
	(3)各種支援施策の周知

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1: 幼児期の教育・保育事業の推進

#### 1-1: 施設型給付

##### (1) 幼保連携型認定こども園

###### 【事業概要】

公私連携幼保連携型認定こども園「八郎潟たいようこども園」において、幼児教育と保育を一体的に提供します。同年齢の子どもが切磋琢磨しながら集団生活を過ごす中で、子どもの健やかな発達を図ります。

###### 【取組の方向】

本町では、認定こども園の運営法人に対する運営費等補助や助言等、運営のサポートを引き続き行います。また、「たいよう園舎」と「おおぞら園舎」の2園舎間で幼児教育・保育を実施していることにより、送迎の負担や、2園舎での運営による維持管理費の増加が問題となっていますので、将来的に園舎統合について検討していきます。

#### 1-2: 地域子ども・子育て支援事業

##### (1) 延長保育事業

###### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、利用施設で保育を実施する事業です。

保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間(標準時間認定: 7時~18時、短時間認定: 8時~16時)を超えて認可保育所で子どもを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施しています。

###### 【取組の方向】

本町では、引き続き、認定こども園にてサービスを提供します。月曜日~金曜日の間、2号・3号認定の子どもについて19時までを延長時間として実施します。

##### (2) 休日保育事業

###### 【事業概要】

保護者の就労状況等により日曜・祝日に保育に欠ける児童に対し、休日保育を実施し、子育てを支援しています。

###### 【取組の方向】

本町では、日曜・祝日の保育の需要を鑑み、他の事業との関連も考慮し、適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

### (3)一時預かり事業(一般型)

#### 【事業概要】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 【取組の方向】

本町では、引き続き、利用希望者がいた場合に、他の事業との関連も考慮し、適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

### (4)一時預かり事業(幼稚園型)

#### 【事業概要】

1号認定の子どもについて、保護者が仕事等の都合により、保育利用を希望した場合に、2号認定の子どもと同様に必要な保育を行う事業です。

#### 【取組の方向】

本町では引き続き、認定こども園にてサービスを提供します。

### (5)病児・病後児保育事業

#### 【事業概要】

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応及び保健的な対応等を図るため、認定こども園に看護師を配置しています。

#### 【取組の方向性】

本町では引き続き、認定こども園にてサービスを提供します。

## 1-3:市町村子ども・子育て支援事業

### (1)地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。八郎潟町えきまえ交流館「はちパル」内「にゃんぱち子育てらんど」にて事業を実施しています。

#### 【取組の方向】

本町では、引き続き、地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、情報の提供などを行っていきます。

## (2)ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

児童の預かりの援助を受けたい者(依頼会員)と、援助者(提供会員)との相互援助活動を調整する事業です。提供会員に対しては、それぞれの保育の場面に対応できるよう、緊急救命講習や事故防止に関する講習等の受講、補償保険への加入、預かり場所の定期的な安全点検等が義務付けられています。

### 【取組の方向】

不定期な教育・保育事業の利用希望に対応するため、令和7年度より子育て支援センターを拠点として、事業の実施を検討します。

## (3)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

### 【事業概要】

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後2か月頃を目途に乳児のいるすべての家庭を、保健師がプッシュ型で訪問する事業です。

### 【取組の方向】

乳児家庭の心身状況や育児環境を把握し、事業内容の充実を図りながら、適切な情報を提供できる体制を整え、現行体制で継続して取り組みます。

## 1-4:放課後児童健全育成事業

### (1)放課後児童健全育成事業

#### 【事業概要】

保護者の就労等により、放課後や学校休校日に家庭で子どもをみることができない場合に、小学生を対象に、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自立性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ります。現在、中央児童館にて2学級を事業展開しています。

#### 【取組の方向】

本町では、引き続き、中央児童館での事業展開を継続していきます。施設の老朽化への対応等、適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

## 基本目標2:子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の推進

### 2-1:健康診査事業

#### (1)妊婦健康診査

##### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

##### 【取組の方向】

本町では、引き続き、医療機関と委託契約し、事業内容の充実を図り、適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

#### (2)乳児・1歳6か月児・3歳児健診

##### 【事業概要】

それぞれの発育時期に応じて健康診査を実施します。発育・発達のチェックを行い、疾病の早期発見・早期治療につなげ、健全な発達を促すよう援助します。

##### 【取組の方向】

本町では受診状況、健診結果を把握し、一人一人の子どもに応じたきめ細やかな対応を図っていきます。

#### (3)2歳児歯科健診

##### 【事業概要】

2歳児とその保護者を対象に、歯についての講話と歯科医による診察、ブラッシング指導を行います。

##### 【取組の方向】

本町では、虫歯のない子どもを増やすことを目標に、継続して取り組みます。

#### (4)フッ素洗口事業

##### 【事業概要】

認定こども園の年長児の希望者を対象に、園内でのフッ素洗口を実施します。保護者には、フッ素洗口についての説明会を実施します。また、フッ化物塗布券を交付し、費用の助成を行います。

##### 【取組の方向】

本町では、虫歯のない子どもを増やすことを目標に、継続して取り組みます。

## 2-2:健康・食育教室

### (1)離乳食教室

#### 【事業概要】

離乳食づくりの勉強会の実施や離乳食の試食をしてもらい、実際に食べる様子を観察しながら離乳食の進め方について指導します。

#### 【取組の方向】

本町では、食育の推進を図るため、継続して取り組みます。

### (2)ぴよぴよ教室

#### 【事業概要】

子育て講話や保護者のためのリフレッシュ教室等を実施します。

#### 【取組の方向】

本町では、子育てに関する知識の習得や、親同士、子ども同士の交流を図ることを狙いとして、継続して取り組みます。

### (3)ぱくぱくキッズ(親子食育教室)

#### 【事業概要】

認定こども園と共催して、3歳児から就学前の子どもと保護者を対象に、親子クッキングと親子のふれあいレクリエーションを実施します。

#### 【取組の方向】

本町では、食育の推進、親同士、子ども同士の交流を図ることを狙いとして、継続して取り組みます。

### (4)スポーツ食育応援講座

#### 【事業概要】

小・中学生とその保護者を対象に、スポーツ選手の食の大切さや身体づくりを実践的に学ぶことができる教室を開催します。

#### 【取組の方向】

本町では、食育の推進、親同士、子ども同士の交流を図ることを狙いとして、継続して取り組みます。

## 2-3:相談支援

### (1)妊婦に対する保健師の家庭訪問指導

#### 【事業概要】

保健師が、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指

導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**【取組の方向】**

妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、利用者支援事業等の事業と連携して、早期からの切れ目ない支援に努めます。

**(2) 満4歳児健康相談**

**【事業概要】**

就学期への橋渡しとして、発達チェックや個別相談を行い、不安なく就学を迎えられるよう支援します。

**【取組の方向】**

本町では、一人一人の子どもに応じた支援につながるよう、引き続き取り組んでいきます。

**(3) 産後ケア事業**

**【事業概要】**

出産後、育児等の支援が必要な方に対し、専門職による支援を提供します。母子のケア・授乳指導・育児等相談等を目的とし、宿泊・通所・訪問の形態で利用者の希望にあわせた提供を行います。

**【取組の方向】**

本町では支援が必要な方に対し、継続して取り組みます。

**(4) 出産・子育て応援事業**

**【事業概要】**

妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援として、経済的支援(妊娠時5万円、出産時5万円給付)と、各時期での伴走型相談支援を一体的に実施します。

**【取組の方向】**

本町で、出産・子育てを行う方を対象に、継続して取り組みます。

**2-4: その他の支援**

**(1) 町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん**

**【事業概要】**

本町の広報等による情報提供や、認定こども園、小学校での講演などによるPR、また子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」による相談・助言等行っています。保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを「広報八郎瀉」により実施しています。

【取組の方向】

現在の取り組みに加え、引き続き母子手帳アプリ・町ホームページ・広報八郎潟などを活用し、子育て世代へのより効果的な情報周知等を実施します。

## 基本目標3:地域で子どもを見守る環境の整備

### 3-1:地域活動への支援

#### (1)地域子育て力推進事業

##### 【事業概要】

地域と子育て世帯の交流を深めることを目的として、町内会や保護者会が活動グループを立ち上げ、子どもと一緒に体験活動などに対し、その経費を補助します。

##### 【取組の方向】

少子化に伴い、より一層、地域と子育て世帯のつながりは重要となってきているため、継続して実施します。

#### (2)スポーツ少年団支援事業

##### 【事業概要】

八郎潟町スポーツ少年団の充実を図るため、県大会以上の出場に要する経費(宿泊費、交通費)について補助します。

##### 【取組の方向】

子どものスポーツ活動を支援するため、引き続き実施していきます。

### 3-2:環境の整備

#### (1)児童公園の整備

##### 【事業概要】

町内の児童公園の遊具について点検を実施し、危険な箇所が無いか確認しています。

##### 【取組の方向】

少子化に伴い、児童公園を利用する子どもが少なくなっていることから、各所に点在する児童公園の遊具に関して、老朽化等により危険と判断された場合は、撤去についても検討します。なお、中羽立公園等、主要な公園に関しては、遊具の充実を図り、引き続き、点検・整備を実施していきます。

#### (2)危険個所の確認

##### 【事業概要】

児童の通学路等について、八郎潟町 PTA 連合会で見回りを行い、危険な箇所が無いか確認しています。

##### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。また、危険個所が確認された場合は、個別に対応していきます。

### (3)交通安全の推進

#### 【事業概要】

毎年4月、子どもたちの交通安全の推進のために、通学路等の交差点や横断歩道で交通安全指導隊や民生児童委員が交通安全の呼び掛けを行っています。また、春・秋の交通安全運動期間中も同様に、子どもたちの見守りを実施しています。

#### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

### (4)防犯パトロール

#### 【事業概要】

防犯協会により、定期的に児童の通学路等について、巡回パトロールを実施しています。

#### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

## 3-3:児童館事業

### (1)中央児童館

#### 【事業概要】

本施設は、子どもたちが健全な遊びを通じて健康を増進し、豊かな情操を養うことを目的とした施設で、すべての子どもが利用できます。また、児童館こどもまつりやクリスマス会等の行事も行っています。

#### 【取組の方向】

遊びの場としての充実に努め、引き続き、運営していきます。

### (2)地域児童館

#### 【事業概要】

町内の地域児童館11カ所は、こども会等の活動拠点として活用できるよう、維持・整備や管理運営を町内会に委託しています。

#### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して維持・整備やこども会等の活動拠点として活用できるよう取り組んでいきます。

## 基本目標4:子育て家庭に対する経済的支援の充実

### 4-1:保育料助成

#### (1)保育料助成

##### 【事業概要】

本町では、県と協同で実施する「すこやか子育て支援事業」において、所得制限を設けず、一律1/2の助成となるように補助しています。

##### 【取組の方向】

子育て世帯のさらなる負担軽減につながるよう、保育料の完全無償化について検討します。

### 4-2:医療費助成

#### (1)福祉医療

##### 【事業概要】

福祉医療助成事業は、子どもの医療費無償化を推進するもので、現在は高等学校卒業までが無償化の対象となっています。

##### 【取組の方向】

子育て世帯の負担軽減につながるよう、引き続き実施していきます。

#### (2)未熟児養育医療

##### 【事業概要】

生まれた子どもが体重 2,000 グラム以下、もしくは身体の発達が未熟なため、指定医療機関に入院、養育を必要とする場合、未熟児養育医療として入院中の医療費を給付します。

##### 【取組の方向】

本町では支援が必要な方に対し、継続して取り組んでいきます。

### 4-3:給食費助成

#### (1)学校給食の無償化

##### 【事業概要】

小学校、中学校の給食費は完全無償化としています。

##### 【取組の方向】

子育て世帯の負担軽減につながるよう、引き続き実施していきます。

## (2)副食費助成

### 【事業概要】

本町では、県と協同で実施する「すこやか子育て支援事業」において、認定こども園の副食費(主食を除くおかず等)を完全無償化としています。

### 【取組の方向】

子育て世帯の負担軽減につながるよう、引き続き実施していきます。

## (3)主食費助成

### 【事業概要】

本町では、認定こども園の主食費(ごはん、パン等)を完全無償化としています。

### 【取組の方向】

子育て世帯の負担軽減につながるよう、引き続き実施していきます。

## 4-4:その他の経済的支援

### (1)出産祝い金

#### 【事業概要】

子どもが生まれた方に出産祝い金を支給しています。

#### 【取組の方向】

次代を担う子どもの誕生を祝福するため、引き続き実施していきます。

### (2)就学援助事業

#### 【事業概要】

経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。

#### 【取組の方向】

本町では、支援が必要な方に対し、継続して取り組みます。

### (3)通学用リュックサック無償配付事業

#### 【事業概要】

小学校へ入学する子どものいる家庭を対象に、従来のランドセルより軽量の通学用リュックサックを配付します。令和6年度より事業開始しています。

#### 【取組の方向】

子育て世帯の負担軽減につながるよう、引き続き実施していきます。

#### (4)各種経済的支援制度の周知

##### 【事業概要】

役場庁舎の各種手続窓口パンフレットを配架、町広報紙への掲載により各種経済的支援制度の普及に取り組んでいます。

##### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

## 基本目標5:それぞれの家庭の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

### 5-1:障がい児支援

#### (1)障がいの早期発見、早期対応

##### 【事業概要】

障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健診等を推進します。

乳幼児期から行う各種健診時において、障がいの発見に努めています。

##### 【取組の方向】

個々のケースに対応しながら、より一層の体制の充実を目指していきます。

#### (2)特別支援教育の充実

##### 【事業概要】

小・中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、「通常学級における指導」、「通級による指導」、「特別支援学級における指導」を行っています。

##### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

#### (3)発達障害支援

##### 【事業概要】

子どもやその保護者への支援を充実するとともに、専門的なアドバイスを行えるよう支援者の育成、児童相談所との連携を図ります。

##### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

#### (4)学校生活支援員配置事業

##### 【事業概要】

発達障害等支援を要する児童生徒が在籍する学校に、教員の補助及び該当児童生徒を支援する職員を配置し、児童生徒の個性にあわせた教育を実施しています。

##### 【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

#### (5)特別児童扶養手当支給事業

##### 【事業概要】

精神または身体に障がいを有する児童を養育している父又は母、または、父又は母に代

わって児童を養育している方(所得制限あり)に支給しています。また、支給期間は児童が20歳に達する前日までです。

なお、支給額は児童の障害等級及び父母の所得により区分されます。

**【取組の方向】**

本町では支援が必要な方に対し、継続して取り組んでいきます。

## 5-2:ひとり親家庭等の自立支援の推進

### (1)児童扶養手当支給事業

**【事業概要】**

離婚などにより、ひとり親として児童を養育している父又は母、または、父又は母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)に支給しています。また、支給期間は児童が18歳に達した以後の最初の3月31日までです(中度以上の障がいについては20歳未満)。

なお、支給額は所得により区分されます。

**【取組の方向】**

本町では、支援が必要な方に対し、継続して取り組みます。

## 5-3:児童虐待防止

### (1)要保護児童対策地域協議会活動の推進

**【事業概要】**

要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係各課、関係機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を推進しています。

**【取組の方向】**

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

### (2) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催

**【事業概要】**

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議により、要保護児童について情報交換し、支援対策を関係機関で検討しています。

**【取組の方向】**

本町では、今後も関係機関と緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割分担を明確にし、的確な対応をしていきます。

### (3)要保護児童対策に関わる職員の質の向上

**【事業概要】**

児童虐待相談にかかる対応力向上を図るため、秋田県中央児童相談所主催の児童相談

業務担当者研修会等に積極的に参加をしているほか、相談業務マニュアルの理解を深めるなど職員の質の向上やスキルアップに取り組んでいます。

【取組の方向】

本町では、今後も継続して取り組んでいきます。

#### 5-4:子どもの貧困対策

##### (1)生活困窮家庭への支援

【事業概要】

本町では、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく子どもの貧困対策計画を本計画と一体のものとして位置付け、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮家庭に向けて総合的な支援を図っていきます。福祉医療費助成、就学援助、給食費の無償化をはじめとする経済的支援、特定妊婦や要保護児童他、困難を抱える家庭への生活支援を実施するとともに、県で実施する学習支援・家計相談支援・就労支援事業等の周知のための広報活動を実施しています。

【取組の方向】

本町では、今後も各事業を継続して実施しながら、個々の家庭の実態を把握し、効果的な支援に努めていきます。

#### 5-5:就労支援

##### (1)一般事業主行動計画策定の推進

【事業概要】

仕事と生活の調和の実現に向けて、本町内に事業所を有する事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定について働きかけ、次世代育成支援対策に対する労働者、事業主、地域住民の意識改革に関する広報・啓発活動を推進しています。

【取組の方向】

町の広報等により、一層の周知を図るとともに、より効果的な情報提供方法を検討します。

##### (2)男女雇用機会均等法、育児・介護休養法及び育児休業等休暇制度の推進

【事業概要】

子育てしながら就労する労働者を支援するため、本町内の事業所等に対して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法(調停制度平成22年4月1日)の広報活動や育児休業等の休暇制度の整備とその活用を働きかけています。

**【取組の方向】**

町の広報等の他、妊婦本人へもパンフレットを配布しています。引き続き母子手帳アプリや町ホームページなども活用し、制度の一層の周知を図り、情報提供します。

**(3)各種支援施策の周知**

**【事業概要】**

国、県及び関連機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援しています。

**【取組の方向】**

町の広報等の他、パンフレットを配布しています。引き続き母子手帳アプリや町ホームページなども活用し、情報提供を行います。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

### 1 幼児期の教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

#### 1-1:施設型給付

##### (1)本町で想定する教育・保育の量の見込み

			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
1号	3～5歳	教育	7人	6人	5人	4人	4人
2号	3～5歳	保育	62人	58人	43人	39人	35人
3号	0歳	保育	11人	10人	10人	10人	8人
	1歳	保育	10人	10人	11人	11人	11人
	2歳	保育	15人	10人	10人	11人	11人

本町では、ニーズ調査(アンケート調査)での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間の教育・保育の量の見込みを算定しています。

##### (2)教育・保育の確保の方策

###### ○教育利用に対する確保策

###### 1号認定(3～5歳)・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量			7人	6人	5人	4人	4人
確保策	特定教育・ 保育施設	提供量	15人	10人	10人	10人	10人
		個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

###### 【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

○保育利用に対する確保策

2号認定(3～5歳)・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量			62人	58人	43人	39人	35人
確保策	特定教育・ 保育施設	提供量	70人	65人	50人	45人	45人
		個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員が見込み量を下回らないよう維持していくことで提供量を確保していきます。

3号認定(0歳)・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量			11人	10人	10人	10人	8人
確保策	特定教育・ 保育施設	提供量	15人	11人	11人	11人	11人
		個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

3号認定(1歳)・保育利用に対する確保策

3号	1歳	保育	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量			10人	10人	11人	11人	11人
確保策	特定教育・ 保育施設	提供量	20人	12人	12人	12人	12人
		個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員が見込み量を下回らないよう

維持していくことで提供量を確保していきます。

### 3号認定(2歳)・保育利用に対する確保策

3号	2歳	保育	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量			15人	10人	10人	11人	11人
確保策	特定教育・ 保育施設	提供量	25人	12人	12人	12人	12人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向であるため、認定こども園の利用定員が見込み量を下回らないよう維持していくことで提供量を確保していきます。

## 2 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

### 2-1:地域子ども・子育て支援事業

#### (1)延長保育事業

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		57人	53人	40人	36人	32人
確保策	提供量	60人	60人	55人	55人	55人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【提供体制確保の考え方】

引き続き認定こども園で事業を実施し、提供量を確保します。

#### (2)一時預かり事業(一般型)

#### 【提供体制確保の考え方】

本町では、現在のところ当該事業は見込んでいませんが、利用希望者がいた場合に、他の事業との関連も考慮し、適切にサービスを提供できるよう体制を整備します。

(3)一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		72人	72人	72人	72人	72人
確保策	提供量	72人	72人	72人	72人	72人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

こども園の1号認定については利用人数が少ない状態ですが、不定期な保育利用に対応できるよう、提供量を確保していきます。

(4)病児・病後児保育事業

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		123人	118人	109人	103人	94人
確保策	提供量	150人	150人	150人	150人	150人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

認定こども園で事業を実施し、提供量を確保します。

2-2:市町村子ども・子育て支援事業

(1)地域子育て支援拠点事業

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		12,000人	11,000人	11,000人	10,000人	10,000人
確保策	提供量	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」を拠点として、子育ての相談支援を行うとともに、乳幼児及びその保護者の交流の場を提供します。

(2)ファミリー・サポート・センター事業

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
未 就 学 児	見込み量	18人	45人	52人	60人	75人	
	確 保 策	提供量	18人	48人	60人	72人	84人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
就 学 児	見込み量	18人	45人	52人	60人	75人	
	確 保 策	提供量	18人	48人	60人	72人	84人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

不定期的な教育・保育事業の利用希望が一定数あることから、令和7年度より子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」を拠点として、事業の実施を検討します。サポート会員数の状況により、提供量が変動しますが、毎年度会員の募集を図り、提供量を確保していきます。

(3)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		24人	22人	22人	22人	17人
確保策	提供量	25人	25人	25人	25人	25人
	訪問スタッフ数	3人	3人	3人	3人	3人

【提供体制確保の考え方】

保健師や助産師が全戸訪問を行い、乳児家庭の心身状況や育児環境を把握し、適切な情報を提供できる体制を整えます。

(4)利用者支援事業(こども家庭センター型)

【事業概要】

母子保健・児童福祉部門の連携・協働を一層深めて相談支援体制の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象として、児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行います。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保策	箇所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【提供体制確保の考え方】

令和8年度よりこども家庭センターを設置し、事業を実施します。

2-3:放課後児童健全育成事業

(1)放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		110人	105人	105人	106人	107人
	小学1年生	20人	14人	20人	22人	19人
	小学2年生	19人	20人	14人	20人	22人
	小学3年生	17人	19人	20人	14人	20人
	小学4年生	23人	17人	19人	20人	14人
	小学5年生	18人	22人	16人	18人	19人
	小学6年生	13人	13人	16人	12人	13人
確保策	提供量	120人	120人	120人	120人	120人
	箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されます。しかし、対象児童数は減少傾向であることから、現在の2か所で継続して事業を実施します。

### 3 子どもの心身の健やかな成長を支援する事業の見込み及び提供体制の確保の方策

#### 3-1:健康診査事業

##### (1)妊婦健康診査

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量		308回	308回	308回	308回	308回
確保策	提供量	308回	308回	308回	308回	308回
	訪問スタッフ数	2人	2人	2人	2人	2人

##### 【提供体制確保の考え方】

すべての妊婦が安心して出産を迎えることができるよう、妊婦の健康維持のために必要な健康診査を実施します。

### 4 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

#### (1)子育て世帯訪問支援事業

##### 【事業概要】

町が対象者の把握に努め、プッシュ型にて実施する事業です。訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聞きながら、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

##### 【提供体制確保の考え方】

本町では現在、事業が実施できる体制が整っていませんが、今後、関係機関と調整し、体制づくりに努めていきます。

#### (2)児童育成支援拠点事業

##### 【事業内容】

町が対象の把握に努め、プッシュ型にて実施する事業です。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、虐待防止等、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

##### 【提供体制確保の考え方】

本町では現在、事業が実施できる体制が整っていませんが、今後、関係機関と調整し、体制づくりに努めていきます。

### (3)親子関係形成支援事業

#### 【事業概要】

町が対象者の把握に努め、プッシュ型若しくは公募にて実施する事業です。子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、子どもの心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言や、その他の必要な支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を支援します。

#### 【提供体制確保の考え方】

本町では現在、事業が実施できる体制が整っていませんが、今後、関係機関と調整し、体制づくりに努めていきます。

### (4)産後ケア事業

#### 【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量	20人日	20人日	20人日	20人日	15人日
確保策	提供量	25人日	25人日	25人日	25人日

#### 【提供体制確保の考え方】

本町では、宿泊型・日帰り型ショート・日帰り型ロング、訪問型と申請者の希望に沿ったサービス内容を提供しています。

今後も、支援員や業務委託先と連携しながら、支援の充実に努めていきます。

### (5)出産・子育て応援事業(妊婦等包括相談支援事業)

#### 【事業概要】

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。本町では、「出産・子育て応援事業」として実施しています。

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
見込み量	42回	39回	39回	39回	30回
確保策	提供量	50回	50回	50回	50回

#### 【提供体制確保の考え方】

本町では、妊娠から子育て時期の3つの段階で、保健師・管理栄養士が相談支援を行っています。引き続き保健師・管理栄養士による支援の充実に努めていきます。

## (6)乳児等通園支援事業

### 【事業概要】

保護者の就労状況や保育の必要理由にかかわらず、未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。なお、こども誰でも通園制度ともいい、令和8年度から開始する事業です。

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
0歳	見込み量	0人	1人	1人	1人	1人
	確保策	提供量	0人	1人	1人	1人
1歳	見込み量	0人	1人	1人	1人	1人
	確保策	提供量	0人	1人	1人	1人
2歳	見込み量	0人	1人	1人	1人	1人
	確保策	提供量	0人	1人	1人	1人

### 【提供体制確保の考え方】

本町では、余裕活用型として実施します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、関係法令の改訂、国の基本方針の変更、県の計画の改訂、本町の上位計画の改訂などにより、計画の修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年度を目安として計画の見直しを行います。

#### 子ども・子育て会議の役割

- 教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- 町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- 町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

#### (2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたることから、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要です。

本計画は、関係部署及び関係機関が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置付けます。また、計画の進行管理及び評価では、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価を進めます。

#### (3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことが必要です。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育ての支援を行う者同士で、相互の密接な連携が必

要です。

本町がこれらの関係機関等に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組みます。

#### (4)計画の周知

本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要です。

本町では、様々な媒体を活用して、広く町民に本計画の取組を周知します。

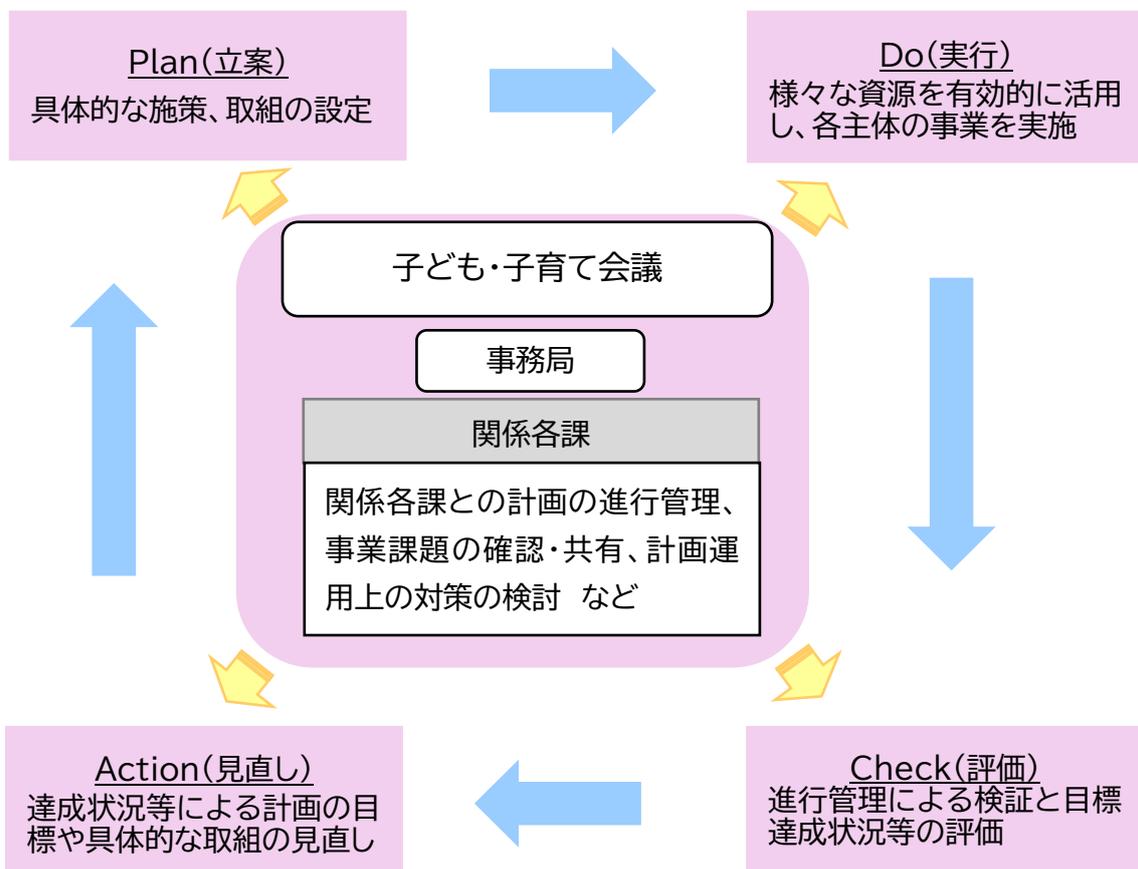
また、利用者視点での情報提供を行い、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく伝え、利用者の各種サービスの活用につなげ、充実した子育てに結び付けて行きます。

## 2 進捗評価の仕組み

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する、日々の課題に対応していくための計画です。よって、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくものと考えています。

計画自体をより実効性のあるものにするため、定期的に計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等の検証を実施し、その進捗評価を行い、計画の見直しをしていくことが不可欠です。

そこで、関係各課では、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などを整理し、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを図ります。(一般的には中間年度にて実施)



## 資料

### ○八郎潟町子ども・子育て会議委員名簿

No.	組織	役職	氏名	備考
1	教育機関	八郎潟町立八郎潟小学校 校長	安田 和人	
2	教育機関	八郎潟たいようこども園 園長	北嶋 雄介	会長職務 代理者
3	子どもの保護者	八郎潟小学校 PTA 会長	小柳 雄司	
4	子どもの保護者	八郎潟小学校 PTA 副会長	工藤 菜美子 草皆 英弥	
5	子どもの保護者	八郎潟たいようこども園 保護者会会長	山田 千絵佳	
6	子どもの保護者	八郎潟たいようこども園 保護者会副会長	三嶋 麻美 畠山 絵梨子	
7	福祉関係 学識経験者	八郎潟町民生児童委員協議 会 主任児童委員	阿部 範子	
8	福祉関係 学識経験者	八郎潟町民生児童委員協議 会 主任児童委員	近藤 由美子	
9	福祉関係 学識経験者	八郎潟町社会福祉協議会 会長	伊藤 則彦	
10	福祉関係 学識経験者	八郎潟町保護司会 会長	伊藤 雅弘	
11	福祉関係 学識経験者	社会教育委員会 委員長	阿部 徹	会長
12	福祉関係 学識経験者	南秋つくし苑 施設長	高橋 正太郎	

○八郎潟町子ども・子育て会議条例

平成二十五年九月二十五日

条例第二十一号

(令和六年六月十九日施行)

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十二条第一項の規定に基づき、八郎潟町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十二条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者(法第六条第一項に規定する子どもの保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)をいう。)、子ども・子育て支援(法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第六条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課及び教育課が処理する。

(会議の運営)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「

八郎潟町国民保護協議会委員	日額 二、〇〇〇円
---------------	-----------

」を「

八郎潟町国民保護協議会委員	日額 二、〇〇〇円
子ども・子育て会議委員	日額 二、〇〇〇円

」に改める。

附則(令和五年三月二八日条例第五号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附則(令和六年六月一九日条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

八郎潟町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月  
改訂 令和8年3月4日

編集	八郎潟町 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道 80 番地 TEL:018-875-5808
----	---